



一般社団法人
建設技能人材機構
Japan Association for Construction Human Resources

建設分野の 特定技能外国人制度 について

一般社団法人 建設技能人材機構（J A C）
Japan Association for Construction Human
Resources





INDEX

第Ⅰ部	特定技能外国人制度（建設分野）の概要	・・・ P. 3～13
第Ⅱ部	①（一社）建設技能人材機構の事業概要	・・・ P. 14～34
	②特定技能外国人を受け入れるための手続き	・・・ P. 35～47
	③事例紹介、その他	・・・ P. 48～52

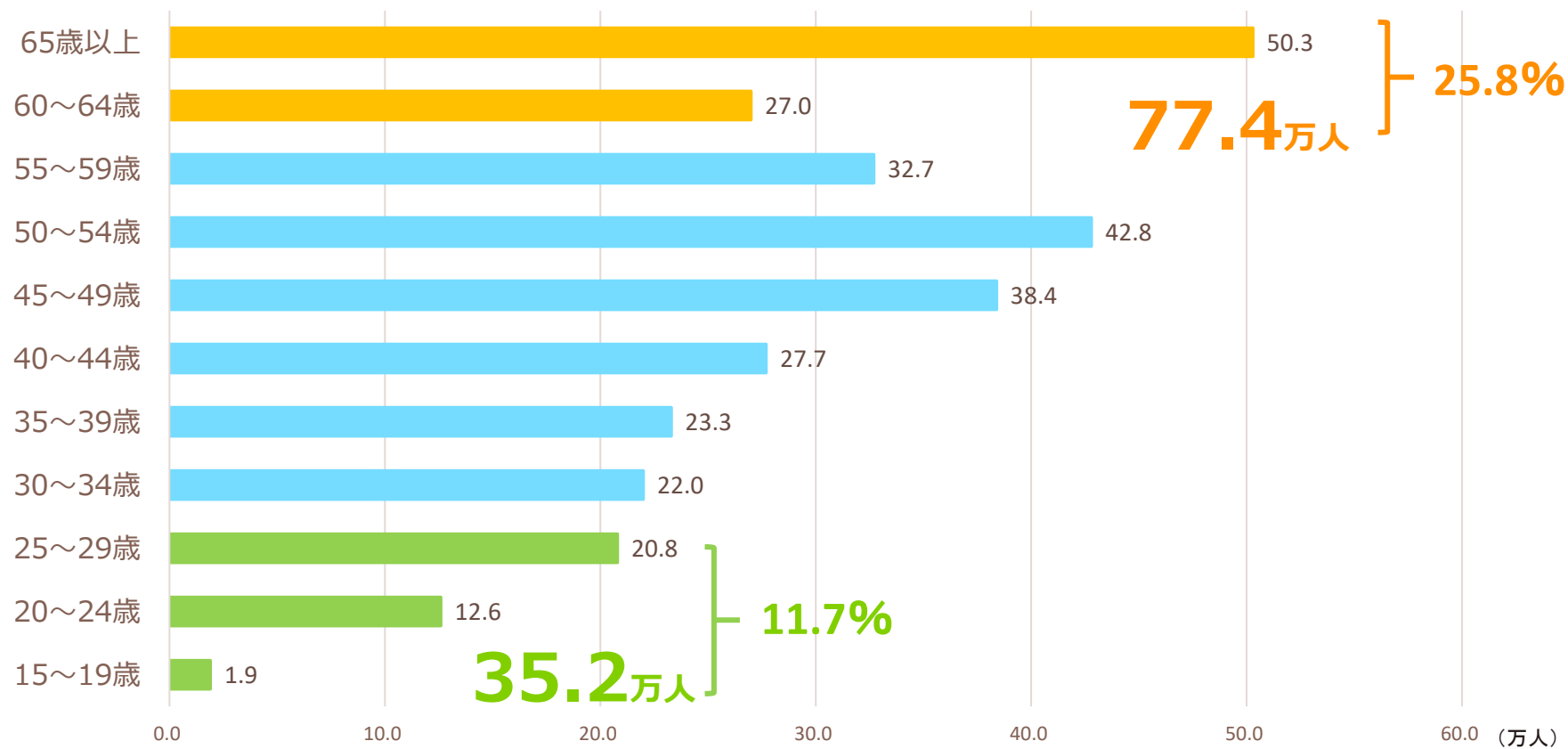


第Ⅰ部 特定技能外国人制度（建設分野）の概要

建設分野の外国人材受入れの背景

- 60歳以上の技能者は全体の約4分の1(25.8%)を占めており、10年後にはその大半が引退することが見込まれる。
- 一方で、これからの建設業を支える29歳以下の割合は全体の約12%程度。若年入職者の確保・育成が喫緊の課題。

(年齢階層)



出典:総務省「労働力調査」(令和6年平均)をもとに国土交通省で作成※

※ グラフ上の数値は、記載単位未満の位で四捨五入してあるため、総数と内訳の合計とは必ずしも一致しない。

建設分野における外国人材の種類（在留資格）

申請（2027.2まで）・入国（2027.6末まで）した技能実習1号（1年）までは、原則技能実習2号（2年）へ移行可。

技能実習（1993(H5)～2027(R9).3）

我が国の技能、技術又は知識を
開発途上国等へ移転を図り、
開発途上国等の経済発展を
担う「人づくり」に協力すること
を目的として受け入れている。

【育成就労】

‘27年度から外国人技能実習制度に代
わり、人材の育成・確保を目的とする育
成就労制度が創設（3年間の就労を通じ
て特定技能1号水準の人材を育成等）

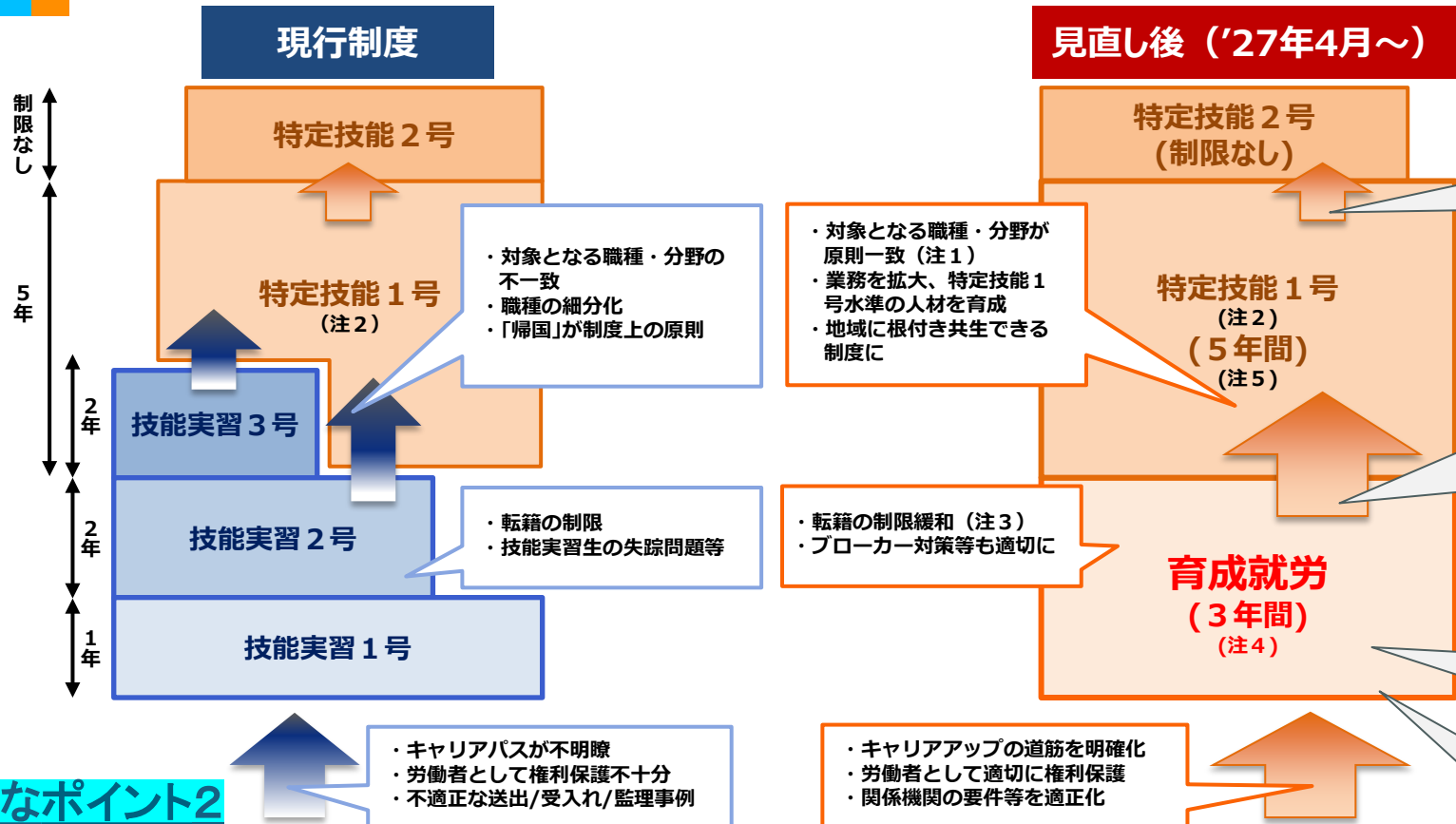
特定技能（2019(H31)～）

相当程度の知識又は経験を
有する外国人労働者を、
我が国の人手不足が深刻な
特定産業分野（建設、介護、
製造、農業等の16分野）に
受け入れている。

育成就労制度のイメージ図

主なポイント1

段階的な日本語能力の修得



- 技能検定試験1級や特定技能2号評価試験 +
- 日本語能力B1相当以上の試験 (JLPTのN3等)

- 技能検定試験3級や特定技能1号評価試験 +
- 日本語能力A2相当以上の試験 (JLPTのN4等)
- ※ 育成就労を経ずに外国で試験を受験して特定技能1号で入国することも可。

- 技能検定基礎級等 +
- 日本語試験
- ⇒ これらの試験への合格が、本人意向の転籍の条件

- (就労開始までに)
- 日本語能力A1相当以上の試験 (JLPTのN5等) 合格
 - or
 - それに相当する日本語講習の受講

主なポイント2

転籍

(注1) 育成就労制度の受入れ対象分野は特定技能制度と原則一致させるが、特定技能の受入れ対象分野でありつつも、国内での育成になじまない分野については、育成就労の対象外。

(注2) 特定技能1号については、「試験ルート」での在留資格取得も可能。

(注3) 転籍の制限緩和の内容

- 「やむを得ない事情がある場合」の転籍の範囲を拡大・明確化するとともに、手続を柔軟化。
- 以下を要件に、同一業務区分内での本人意向による転籍を認める。
 - ・ 同一機関での就労が1～2年（分野ごとに設定、建設分野は2年）を超えている
 - ・ 技能検定試験基礎級等及び一定水準以上の日本語能力に係る試験への合格
 - ・ 転籍先が、適切と認められる一定の要件を満たす

(注4) 特定技能1号の試験に不合格となった者には再受験のための最長1年の在留継続を認める。

(注5) 「特定技能2号」への在留資格の変更に必要な試験等に不合格になった場合は、一定の要件の下で最長1年の在留継続を認める。

主なポイント3 移籍金

- 1年～1年半: 固定額×5/6
- 1年半～2年: 固定額×2/3
- 2年～2年半: 固定額×1/2
- 2年半～ : 固定額×1/4

※ 固定額は、R8以降にパコメ予定

主なポイント4

建設分野育成就労協議会に加入 (JAC所属は、加入とみなす)

出所 出入国在留管理庁「育成就労制度の概要」 <https://www.moj.go.jp/isa/content/001437136.pdf>

出入国在留管理庁「改正法の概要（育成就労制度の創設等）」 <https://www.moj.go.jp/isa/content/001415280.pdf> をもとに作成 6

特定技能外国人になるルート（現行制度）



ルート1：技能実習等を経験していない外国人の場合（試験合格者）

ルート2：技能実習等を経験している外国人の場合（試験免除者）

ルート1：技能実習等未経験者

●技能評価試験

「建設分野特定技能1号評価試験」又は「技能検定3級」

●日本語試験

「国際交流基金日本語基礎テスト」又は「日本語能力試験（N4以上）」

ルート2：技能実習等経験者

●技能実習2号を良好に修了した者

※技能実習を2年10か月以上修了し、随時3級もしくは評価調書が提出できる者。

特定技能1号

●在留期間は原則5年

●家族の帯同、原則不可

班長等として一定の実務経験＋「建設分野特定技能2号評価試験」又は「技能検定1級（相当）」に合格

特定技能2号

●在留期間の更新に上限なし

●家族（配偶者・子）の帯同可

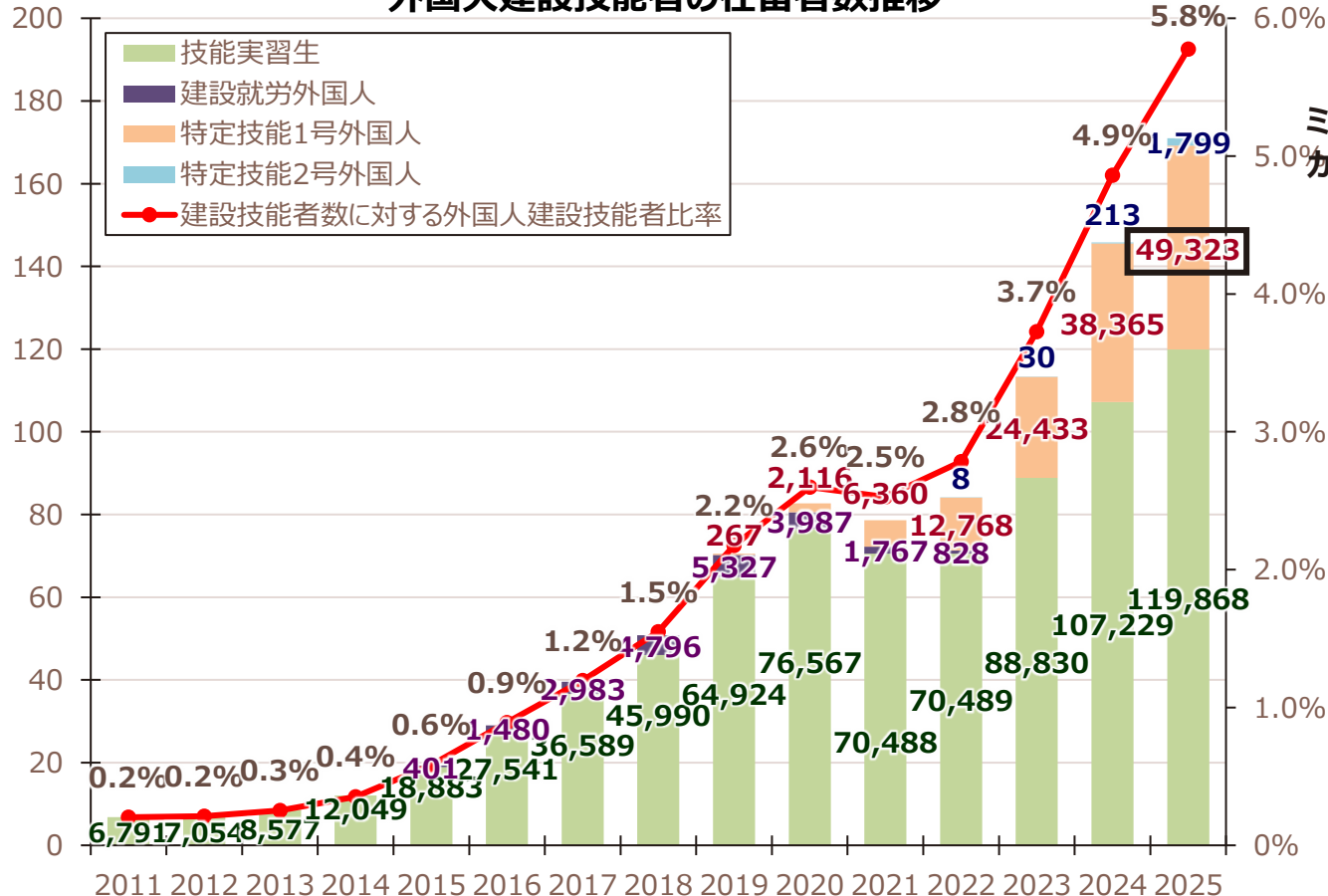
外国人建設技能者の現状

'26年9月4日更新

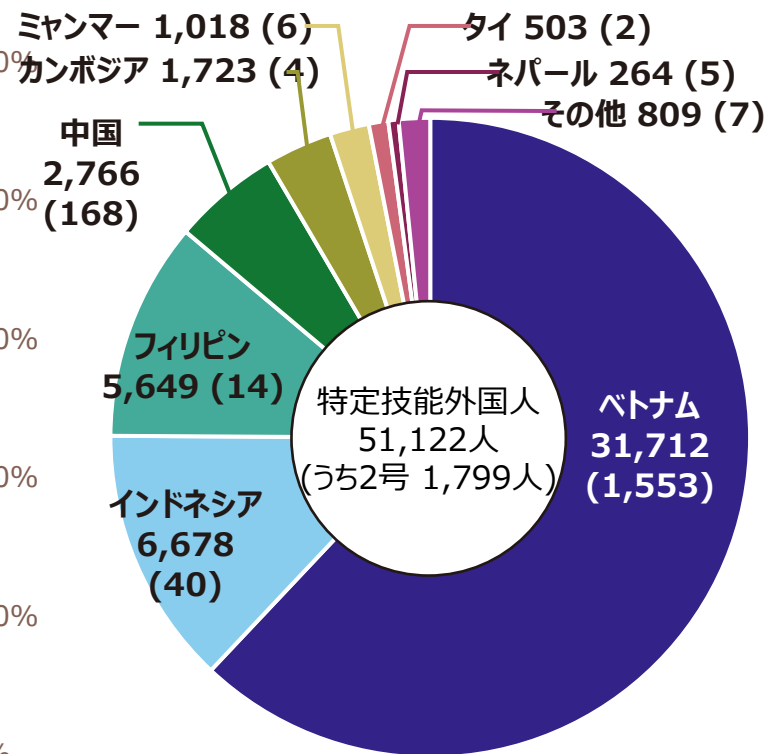
- 建設分野で活躍する外国人技能者の在留者数は増加傾向にあり、25年度12月末時点で約17.1万人、全建設技能者数の約5.8%
- 特定技能外国人は、**51,122人（うち2号1,799人）**（'25年12月末時点）（'26年6月末速報値：1号 52,132人、'26年3月末速報値：2号 3,148人）
- 28年度末までの上限は、特定技能1号が、**76,000人**、育成就労が、123,500人（'26.1.23閣議決定）

(千人)

外国人建設技能者の在留者数推移



国籍・地域別特定技能在留外国人数
('25年12月末時点)



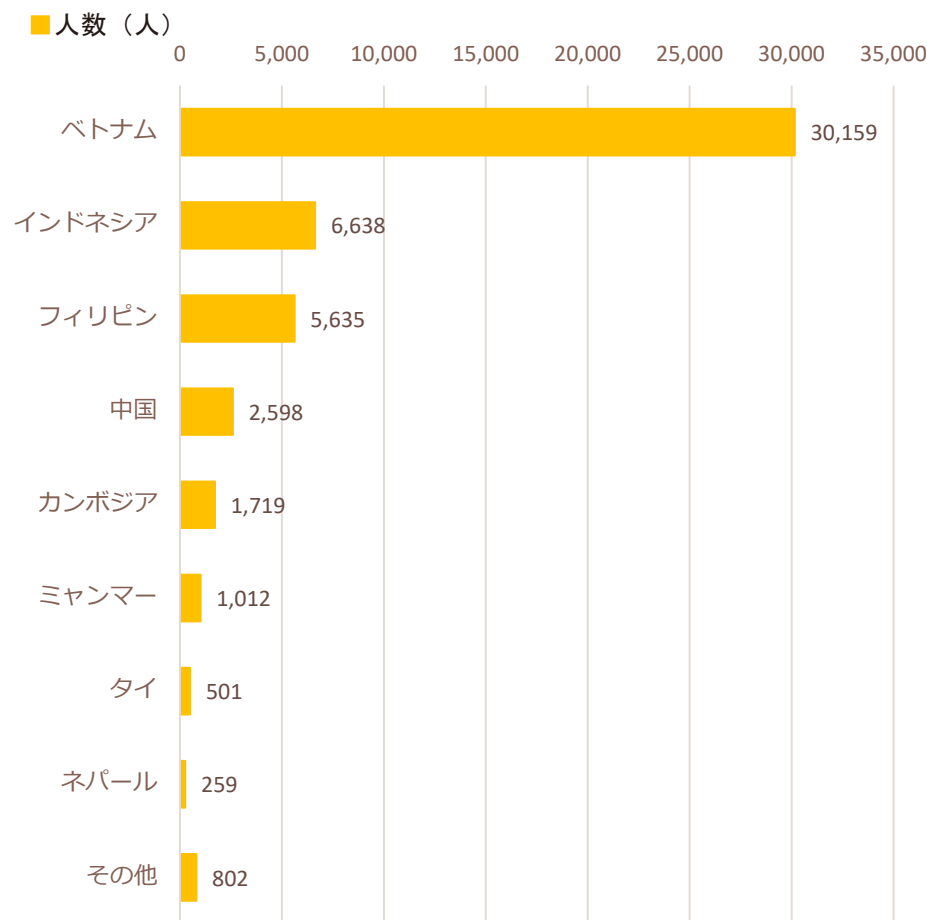
※ 出所 以下公表値を基に国土交通省で作成（外国人建設技能者数は特定技能外国人、技能実習生、建設就労外国人を合計した人数）

- ・全建設技能者数：総務省「労働力調査」（暦年平均）をもとに国土交通省で作成
- ・特定技能外国人数：入管庁の公表資料「特定技能在留外国人数」（在留者数推移グラフにおける数値は各年度末時点又は各年12月末時点）
- ・技能実習生数：厚生労働省「外国人雇用状況」の届出状況まとめ（各年10月末時点）
- ・外国人建設就労者数：国土交通省による集計（各年度末時点、'15年度から'22年度まで）

建設分野の1号特定技能外国人等の受入れ状況

1号特定技能外国人（在留期間は通算5年、家族の帯同は不可）→ **49,323人**（'25年12月末時点）

国籍別の状況



※ 出入国在留管理庁「特定技能在留外国人数（'25年12月末時点）」よりJAC作成

職種別の状況

新区分	人数（人）
土木	26,369
建築	19,593
ライフライン・設備	3,361

※旧区分は3人

2号特定技能外国人（在留期間の更新に上限なし、家族（配偶者・子）の帯同可）
→ **1,799人**

国籍別の状況

国籍別	人数（人）
ベトナム	1,553
中国	168
インドネシア	40
フィリピン	14
ミャンマー	6
ネパール	5
カンボジア	4
タイ	2
その他	7

職種別の状況

新区分	人数（人）
土木	694
建築	973
ライフライン・設備	132

特定技能制度における建設分野独自の仕組みの必要性

技能実習制度では、他分野と比べて、建設分野の失踪率が高い状況

全分野の技能実習生

年度	技能実習生数	失踪者数	失踪率
'24	456,595人	6,510人	約1.4%

建設分野の技能実習生

年度	技能実習生数	失踪者数	失踪率
'24	106,568人	3,297人	約3.1%

労働基準監督署による技能実習実施企業に対する監督指導において、建設業は約8割と、他分野と比べて高い割合で労働法令違反が発覚

技能実習生受入企業への監督指導結果

年	指導実施事業場数	違反事業場数	主な違反事項		
'24	2,147社	1,716社 (79.9%)	割増賃金の支払	安全基準	健康診断結果 医師等意見聴取
			500件 (23.3%)	444件 (20.7%)	407件 (19.0%)

【参考】厚生労働省（令和6年の監督指導、送検等の状況）
指導実施事業場数11,355社のうち、違反事業場数8,310社（73.2%）

建設分野特定技能制度における独自の適正な就労環境確保の仕組み①

「技能実習制度」において、建設分野が他分野に比して多くの失踪者や労働法令違反を出したことの反省に立ち、「特定技能制度」においては独自の適正な就労環境確保の仕組みを設けています。

建設業の健全な発展のために

人手不足が深刻な
16の特定産業分野

共通の仕組み



建設分野だけの仕組み

- J A Cによる建設業界としての外国人の受入れ環境の整備
→適正な就労環境の確保等の観点から、業界共通の行動規範の遵守の徹底
- 国交省による受入計画の審査・認定
→「特定技能受入事業実施法人(JAC)への加入」,「同等技能・同等報酬、月給制、技能習熟に応じた昇給」等の審査
- F I T S ((一財) 国際建設技能振興機構) による適正就労監理
→巡回訪問において、受入計画通りの就労がなされているか等を確認

建設分野特定技能制度における独自の適正な就労環境確保の仕組み②

JAC設立 ⇒ 業界共通の行動規範の遵守の徹底

【行動規範の趣旨（例）】

- 建設業界は一般社団法人建設技能人材機構を設立し、行動規範の遵守に一致協力
- 同等技能・同等報酬（同等の技能を有する日本人と同等以上の賃金）、月給制、技能習熟に応じた昇給、社会保険加入の徹底
- 外国人の人権尊重と必要な支援（日本語教育、技能・安全教育、労災適用 等）
- ルールを守らない企業の除名等の措置 等

国交省による受入計画認定

【主な認定基準】

- 建設業法第3条許可の取得
- 建設キャリアアップシステムへの登録
- 特定技能受入事業実施法人（JAC）への加入及びJACが策定する行動規範の遵守
- 同等技能・同等報酬、月給制、技能習熟に応じた昇給
- 重要事項について母国語・書面での事前説明
- 受入れ後講習を受講させること
- 巡回指導による確認を受けること 等

FITSによる巡回訪問等

- 適正就労監理機関（FITS）は、JACから委託を受け、受入企業に対し巡回訪問を実施
- 巡回訪問における指導の結果は、国土交通省とJACに報告

【巡回訪問等の主な内容】

- FITSが受入企業を訪問し、役員、受入れの責任者と面会
 - 賃金台帳等、関係書類の提出を求め、認定受入計画どおりの就労がなされているか等を確認
 - 企業への外国人受入れに関するアドバイスの実施
 - 外国人と母国語で面談し、就労環境、賃金の支払状況、悩みについて確認（企業は同席しない）
 - 労働法令、建設業等に通じた全国の指導相談員が巡回訪問
- これらに加え、FITSは、受入れ後講習、母国語相談を実施

J A Cの外国人受入に係る行動規範

I. 総則

1. 建設業界は一般社団法人建設技能人材機構を設立し、行動規範の遵守に一致協力
2. 低賃金雇用により競争環境を不当に歪める者等との関係遮断
3. 生産性向上や国内人材確保の取組を最大限推進
4. 労働関係法令等の遵守、特定技能外国人との相互理解、文化や慣習の尊重

II. 受入企業（雇用者）の義務

5. 特定技能外国人が在留資格を適切に有していることを常時確認
6. 同等技能・同等報酬、月給制等、技能の習熟に応じた昇給等の適切な処遇
7. 外国人を含め被雇用者を必要な社会保険に加入
8. 契約締結時に雇用関係に関する重要事項の母国語説明、書面での契約締結
9. 外国人であることを理由とした待遇の差別的取扱の禁止
10. 暴力、暴言、いじめ及びハラスメントの根絶、職業選択上の自由の尊重
11. 建設キャリアアップシステムへの加入、技能習得・資格取得の促し、保有資格・就業履歴等の建設キャリアアップシステムへの登録を通じた適切な処遇
12. 安全確保に必要な技能・知識等の向上支援、元請企業が行う安全指導の遵守
13. 日常生活上及び社会生活上の支援
14. 直接的、間接的な手段を問わず悪質な引抜行為を禁止
15. 機構の行う共同事業の費用を負担

III. 元請企業の役割

16. 建設キャリアアップシステムの活用等による在留資格等の確認の徹底、不法就労者・失踪者等の現場入場禁止
17. 正当な理由なく、特定技能外国人を工事現場から排除することを禁止
18. 特定技能外国人への適切な安全衛生教育及び安全衛生管理
19. 自社の工事現場で就労する特定技能外国人に対する労災保険の適用を徹底

IV. 共同事業の実施

20. 事前訓練及び技能試験、試験合格者や試験免除者の就職・転職支援の実施
21. 日本の建設現場未経験の特定技能外国人に対する安全衛生教育を実施
22. 受入企業による労働関係法令の遵守、理解促進等を推進
23. 受注環境変化時の特定技能外国人への転職先の紹介、斡旋
24. （一財）国際建設技能振興機構に委託して、巡回訪問等による指導・助言業務、苦情・相談への対応を実施
25. 地方部の求人情報発掘、都市部と地方部の待遇格差是正のための助言・指導等、建設特定技能協議会からの地域偏在対策に関する要請に応じて必要な措置を実施
26. 会費徴収や共同事業等の事業運営を実施

V. 実効性確保措置

27. 本規範の違反者に対する除名等
28. 必要に応じた国土交通省、法務省その他関係機関と連携

VI. 外国人技能実習生及び外国人建設就労者の取り扱い

29. 外国人技能実習生及び外国人建設就労者についても特定技能外国人への取扱いに準じて適正な就労環境を確保



第Ⅱ部 ① （一社）建設技能人材機構（JAC）の事業概要

J A Cについて



一般社団法人

建設技能人材機構

Japan Association for Construction Human Resources

- 特定技能外国人の受入れに関する専門工事業団体及び元請建設業者団体により、
'19年4月1日に設立された。
- 国土交通大臣により特定技能外国人受入事業実施法人として登録を受けた唯一の団体
業界共通の行動規範の施策・運用のほか、以下の事業等を実施

理事長 : 三野輪 賢二 (一社) 日本型枠工事業協会 会長

正会員 : 63団体 ('26年7月1日時点)

賛助会員 : 賛助会員 (団体) 1 団体、 (企業) 3,510社 ('26年9月2日時点)

1

特定技能
評価試験
・
講習研修

2

地域との共生
推進支援

3

適正就労監理

4

広報活動

※外国人材の「スキルアップ・地域との共生」への支援により、選ばれる日本の建設産業へ

J A C 正会員団体（63建設業者団体）

令和8年7月1日現在

専門工事業団体（五十音順）

（一社）JBN・全国工務店協会
（一社）情報通信エンジニアリング協会
全国圧接業協同組合連合会
（公社）全国解体工事業団体連合会
全国仮設安全事業協同組合
全国管工事業協同組合連合会
（一社）全国基礎工事業団体連合会
（一社）全国建設室内工事業協会
全国建設労働組合総連合
（一社）全国建築測量協会
（一社）全国コンクリート圧送事業団体連合会
全国サイディング事業協同組合連合会
（一社）全国住宅産業地域活性化協議会
（一社）全国タイル業協会
（一社）全国ダクト工業団体連合会
（公社）全国鉄筋工事業協会
（一社）全国特定法面保護協会
（一社）全国防水工事業協会
（一社）全信工協会
（一社）全日本瓦工事業連盟
（一社）全日本漁港建設協会
（一社）日本足場会
（一社）日本ウレタン断熱協会
日本外壁仕上業協同組合連合会
（一社）日本型枠工事業協会
（一社）日本機械土工協会
（一社）日本基礎建設協会
（一社）日本金属屋根協会
（一社）日本空調衛生工事業協会
日本建設インテリア事業協同組合連合会
（一社）日本建設あと施工アンカー協会
（一社）日本建設機械レンタル協会

（一社）日本建設躯体工事業団体連合会
（一社）日本建築板金協会
日本港湾空港建設協会連合会
（一社）日本在来工法住宅協会
（一社）日本左官業組合連合会
日本室内装飾事業協同組合連合会
日本住宅パネル工業協同組合
（一社）日本パルスレーザ振興協会
（公社）日本推進技術協会
（一社）日本造園組合連合会
（一社）日本タイル煉瓦工事工業会
（一社）日本築炉人材育成協会
（一社）日本ツーバイフォー建築協会
（一社）日本電設工業協会
（一社）日本道路建設業協会
（一社）日本塗装工業会
（一社）日本鳶工業連合会
（一社）日本配管工事業団体連合会
（一社）日本発破・破碎協会
（一社）日本保温保冷工業協会
（一社）日本冷凍空調設備工業連合会
（一社）プレストレスト・コンクリート建設業協会
（一社）プレストレスト・コンクリート工事業協会

※本機構の理事が属する
正会員を含む2正会員の
推薦等が入会要件と
なっています。

元請けゼネコン他（五十音順）

企業連合事業協同組合
（一社）建設産業専門団体連合会
（一社）SIEN
（一社）全国建設業協会
（一社）全国中小建設業協会
（一社）全国中小建設工事業団体連合会
（一社）日本建設業連合会
（一社）マンション計画修繕施工協会

J A Cの令和8年度における主な取組

令和8年度において、JACとしては、建設分野における特定技能外国人の適正かつ円滑な受入れの観点から、引き続き、特定技能1号・2号評価試験、適正就労監理、広報活動等の各事業に取り組む。

これらに加え、令和9年度予定の育成就労制度の施行に伴い**育成就労制度と特定技能制度の一体的運用**が進められることから、育成就労制度への関わり方について検討を進めつつ、特定技能外国人が**中長期的に日本で働き、活躍できる環境づくり**に向けて、

- (1) 2号移行も見据えた1号特定技能外国人等のスキルアップ支援

- (2) 海外における建設業務説明会・スキルアップ研修の展開

- (3) 特定技能外国人等の地域との共生推進に向けた支援

等に資する事業の実施に取り組む。

なお、特定技能人材の在留人数の増加傾向が続く中、「建設分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針及び育成就労に係る制度の運用に関する方針」（令和8年1月23日閣議決定）において、建設分野における**令和10年度末までの**特定技能人材の受け入れ見込み数が**80,000人から76,000人に改定**されたこと（※）などを踏まえ、会員企業のニーズに応じた**負担金収入の適切な活用・還元を図り**ながら、持続的・安定的な業務運営が可能となるよう十分留意する。

（※）建設分野の特定技能（76,000人）及び育成就労（123,500人）を合わせた受入れ見込み数は199,500人とされており、分野の特性を踏まえ、**特定技能・育成就労の構成比を調整する場合がある**とされている。

(1) 特定技能評価試験、講習・研修

○特定技能評価試験の実施状況

1. 特定技能 1 号評価試験

① 国内試験

「土木」、「建築」、「ライフライン・設備」の3区分の試験を実施
試験会場は、'25年12月から、**毎月、全国95箇所（93会場）のプロメトリックテストセンターで実施**

② 海外試験

ベトナム、フィリピン、インドネシア、カンボジア、ミャンマー、タイ、ネパール、モンゴル、スリランカ、バングラデシュ、ウズベキスタン、インド、パキスタンの13か国で実施

③ 試験範囲とサンプル問題、勉強資料、参考資料

- ・テキスト（試験範囲）とサンプル問題（過去問）
 - ・学習用として、テキストの圧縮版を勉強資料（母国語版を含む）
 - ・参考資料として、テキストの母国語版
- をHPで公開

2. 特定技能 2 号評価試験

特定技能 2 号評価試験については、'24年 1 月より国内で実施
試験会場及び実施頻度は、1 号評価試験と同じ

【'25年度の取り組み】

- ※ 2 号受験者数等の増加傾向を踏まえ、直営からプロメトリック社に委託し、受験箇所・機会の拡大
- ※ 受験者のテキスト理解度向上の観点から、サンプル問題（過去問）を大幅に追加
- ※ 2 号試験において、漢字にルビ（よみがな）を付記
- ※ サンプル問題・勉強資料（学習用）を複数言語に翻訳
- ※ 受験料を1,000円に値下げ
- ※ '25年12月 1 日以降、2 号評価試験に不合格となった 1 号特定技能外国人のうち、一定の要件（**合格基準点(75%)の 8 割以上の得点を取得**）を満たすものについては、通算在留期間 6 年を上限として許可。

2 号評価試験合格率：7.6%（'23年度）、19.2%（'24年度）、48.3%（'25年度）

○海外試験広報セミナー

インドネシア、フィリピン、モンゴル、ウズベキスタン、ベトナムの**5カ国**で試験広報セミナーを**現地チームと協力**して実施。現地の方々が、**試験の概要や制度**をより深く理解できるよう支援。



詳しくはコチラ

(1) 特定技能評価試験、講習・研修

○外国人のキャリアアップ支援

資格取得等奨励金制度

特定技能外国人のスキルアップ意欲喚起等の観点から「資格取得等奨励金制度」を創設。

’25年10月1日の申請の受け付け開始以降、2号評価試験の合格率が高水準で推移していることから、当初の目的は一定程度達成。



詳しくはコチラ

⇒ ’26年6月からは、特定技能外国人の試験合格者が、特定技能2号に移行した際に、その育成に要したコストの一部を受入企業に対して支援（5万円）する制度に改めた。

就業履歴蓄積促進支援制度

【元請企業向け】

’25年11月4日より、特定技能外国人の技能・経験に応じた評価の推進の観点から、CCUSへの資格・就業履歴の蓄積促進支援制度（カードリーダー等導入支援（上限6万円）、現場利用料（タッチ費用・上限25万円）等）を創設。



詳しくはコチラ

※ 日建連・全建・全中建の会員企業である元請企業向けの支援。

(1) 特定技能評価試験、講習・研修

○無料母国語安全衛生教育



オンライン特別教育
詳しくはコチラ



運転系特別教育
詳しくはコチラ



技能講習
詳しくはコチラ

- 労働災害を防止するため、危険有害業務に従事させる外国人労働者を対象に、母国語による「安全衛生に関する**オンライン特別教育**」を、'24年度から無料で提供中（**特定技能 1 号受入企業の技能実習生も対象**）。'26年度は、**7 科目 5 言語**(ベトナム語、英語、インドネシア語、中国語、カンボジア語)から、タガログ語、タイ語、ミャンマー語の**3 言語を順次追加**して開講。また、「粉じん」「振動工具」「木造建築物解体」の**3 科目 5 言語**(ベトナム語、英語、インドネシア語、中国語、カンボジア語)**を追加（計 10 科目 8 言語）**。
- '26年度の新規事業として、学科教育から実技教育までの教育をトータルで支援する母国語による「**運転系特別教育**」を登録講習機関と協働で構築し、開講。「小型車両系建設機械運転」を**2 言語**(ベトナム語、インドネシア語)で開講し、**3 言語**(英語、中国語、カンボジア語)を**追加予定**。
- 「玉掛け技能講習(1t以上)」等の就業制限業務についても、登録講習機関に委託して、母国語による「**技能講習**」を**6 科目 2 言語**(ベトナム語、インドネシア語)を構築し、開講。'26年度は、**5 科目**で、**3 言語**(タガログ語、中国語、カンボジア語)**を追加（計 5 言語）**。
- '25年度は、海外（日本語教育機関・大学とタイアップし、9月インドネシア、10月ベトナム、11月フィリピン）でも実施。今後、受講機会の確保・拡大の観点から、受講ニーズが高い科目の追加、参加登録教習機関の拡大。

'25年4月～'26年3月までの受講状況

◇母国語によるオンライン無料特別教育（ ）内は技能実習生数（内数）

実施済 (全221回)	ベトナム語	英語	インドネシア語	中国語	カンボジア語	タガログ語	ミャンマー語	タイ語	合計
フルハーネス	368 (253)	46 (32)	257 (196)	8 (4)	12 (11)	14 (12)	4 (2)	8 (3)	717 (513)
足場の組立	263 (150)	27 (20)	191 (151)	9 (5)	30 (19)	- (-)	- (-)	- (-)	520 (345)
新規入職者	47 (23)	5 (3)	35 (23)	- (-)	7 (7)	4 (3)	- (-)	- (-)	98 (59)
自由研削砥石	197 (93)	13 (8)	83 (58)	5 (3)	12 (8)	- (-)	- (-)	- (-)	310 (170)
丸のこ取扱い	120 (50)	6 (0)	48 (21)	0 (0)	16 (11)	11 (6)	- (-)	- (-)	201 (88)
酸欠・硫化水素	73 (28)	7 (5)	32 (23)	2 (0)	3 (0)	- (-)	- (-)	- (-)	117 (56)
有機溶剤取扱い	44 (24)	6 (4)	8 (3)	1 (0)	0 (0)	- (-)	- (-)	- (-)	59 (31)
合計	1112 (144)	110 (72)	654 (475)	25 (12)	80 (56)	29 (21)	4 (2)	8 (3)	2,022 (1262)

◇母国語による無料技能講習（ ）内は技能実習生数（内数）

受講済 (全142回／全国23拠点)	ベトナム語	インドネシア語	受講人数
玉掛け技能講習	425 (144)	137 (68)	562 (212)
車両系建設機械運転技能講習	208 (48)	59 (29)	267 (77)
小型移動式クレーン運転技能講習	127 (16)	35 (16)	162 (32)
フォークリフト運転技能講習	5 (1)	1 (1)	6 (2)
高所作業車運転技能講習	121 (27)	14 (5)	135 (32)
ガス溶接技能講習	57 (18)	26 (13)	83 (31)
合計	943 (254)	272 (132)	1,215 (386)

(1) 特定技能評価試験、講習・研修

○専門技能スキルアップ研修

○JACは、現在、**正会員団体が実施**する①国内におけるスキルアップ研修、②海外における採用活動・スキルアップ研修の**実施経費(※)を支援**するスキームを展開中。

※団体職員・講師・通訳等の旅費・宿泊費・人件費、業務委託費、会場借上費、教材作成費等



詳しくはコチラ

○このスキームに基づき、

- ① 国内においては、これまで、各団体による1級～3級**技能検定研修**等
- ② 海外においては、これまで、各団体による15か国における**採用活動、日本語研修、建設技能研修**等が展開されているところ。

○正会員団体による研修実施ニーズは高まっているところであり、

- ・ 国内においては、特定技能2号評価試験合格を目指す外国人を対象に、e-learningを活用した「**テキスト理解度向上サポート研修**」の普及支援
- ・ 海外においては、より多くの正会員団体による日本語・建設技能研修等を実施する「**スキルアップ研修**」の展開支援

等に取り組む。

<事例1>

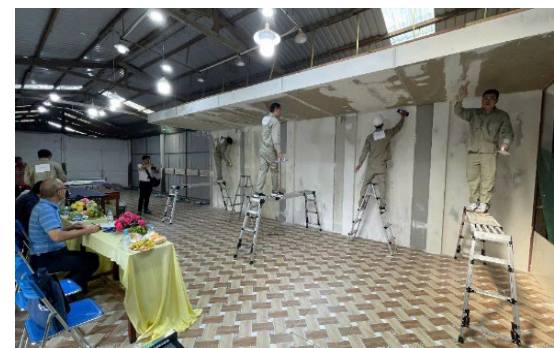
(一社)日本機械土工協会は、スリランカにおいて、建設機械施工技能の講習及び日本語の講習を実施。



(油圧ショベルの実技講習の様子)

<事例2>

日本室内装飾事業協同組合連合会は、ベトナムにおいて、壁装の日本語教育及び壁装実技講習を実施。



(実技講習の様子)

(1) 特定技能評価試験、講習・研修

○令和6・7年度におけるJAC正会員団体による海外現地での「採用活動」「技能研修」

- ・令和6年度の支援事業実績は、13か国で受講者は延べ3,617人
- ・令和7年度の支援事業実績は、13か国で受講者は延べ3,626人

【令和6年度】

開催国	内容	実施団体数	受講者数
インドネシア	採用活動、技能研修	20 団体	796 人
フィリピン	採用活動、技能研修	12 団体	767 人
ベトナム	採用活動、技能研修	22 団体	744 人
スリランカ	採用活動、技能研修	3 団体	230 人
カンボジア	採用活動	2 団体	163 人
インド	採用活動	2 団体	154 人
バングラデシュ	採用活動	2 団体	151 人
キルギス	採用活動	1 団体	150 人
ネパール	採用活動	2 団体	149 人
ミャンマー	採用活動	2 団体	135 人
ウズベキスタン	採用活動	3 団体	88 人
タイ	採用活動	2 団体	60 人
ラオス	採用活動、技能研修	1 団体	30 人

【令和7年度】

開催国	内容	実施団体数	受講者数
インドネシア	採用活動、技能研修	34 団体	1,087 人
ベトナム	採用活動、技能研修	17 団体	560 人
フィリピン	採用活動、技能研修	8 団体	467 人
カンボジア	採用活動	5 団体	329 人
スリランカ	採用活動、技能研修	4 団体	331 人
インド	採用活動	2 団体	188 人
バングラデシュ	採用活動	2 団体	180 人
ネパール	採用活動	3 団体	149 人
タジキスタン	採用活動	1 団体	100 人
ミャンマー	採用活動、技能研修	2 団体	95 人
キルギス	採用活動、技能研修	2 団体	70 人
ウズベキスタン	採用活動	1 団体	40 人
ラオス	技能研修	1 団体	30 人

(1) 特定技能評価試験、講習・研修

○無料日本語講座

○JACでは、現在、受講者ニーズやそのレベルに合わせて、資格取得を目指すコースや、建設現場での会話重視のコース等の9講座を用意。

→オンライン、オフライン(教室)、時間や場所を選ばないeラーニングスマホアプリのコースにより提供中。

受講者実績 '23年度 481(70)名、'24年度 983(268)名、'25年度 2,120 (1,354) 名 () 内は技能実習生数(内数)

○外国人受講ニーズは高まっているところであり、受講者アンケートによると、参加者の満足度は100%。
今後とも、ニーズを踏まえた提供メニューの充実化による満足度向上に取り組む。

※ **特定技能1号受入企業の技能実習生も対象**

● JAC日本語講座のラインナップ

・日本語資格取得を目指す講座

**N5~N2を目指す
日本語講座**

日本語能力試験N5~N2合格に
焦点をあてたオンライン講座

**合格のための
日本語講座**

初歩から上級まで5コースを用意。
レベルに合わせて学べる日本語講座

・日本語によるコミュニケーション能力拡大を図る講座

**いほんごで
はなそう!**

日曜日に開催、オンライン・対面を
併用した「にほんごではなそう!」

**もじとことば
moji to kotoba**

文字の読み書きからはじめる、
日本語入門者向け1カ月短期集中講座

**建設現場で
使える日本語**

建設現場で使える日本語を学ぶ
オンライン講座

**生活の漢字
SEIKATSU no KANJI**

生活の中にある漢字を学ぶ
オンライン講座

**Mother tongue
で学ぶ
日本語講座**

母国語で日本語を学ぶ
オンライン講座

**日曜リアル
日本語教室**

対面授業ならではのカリキュラム、
総合的な基礎を養う日本語講座

・e-Learning

**スマホで
学ぶ日本語**

スマホアプリ(e-Learning)で、
好きな時間に日本語学習



申し込みは
こちら



○無料職業紹介事業・特定募集情報等提供事業

国内) 無料職業紹介事業

JACは、職業安定法第33条第1項の許可を受けて、無料での職業紹介事業を実施。利用の際には在留カードの登録が必須。



詳しくはコチラ

【対象】

- 求人) 在留資格「特定技能」で働ける外国人を受け入れたい日本の建設企業
- 求職) 「特定技能外国人」を募集している建設企業で働きたい外国人
- 求職) 「特定技能外国人」に転職先を探してあげたい日本の建設企業

海外) 特定募集情報等提供事業 (JAC Members)

JAC Membersは、無料のスマートフォンアプリ。

海外在住の求職者と日本の求人企業が直接的にコミュニケーションを取りマッチングすることで、自社が求める人材を広く海外で探すことが可能。

海外求職者は、特定技能1号評価試験に合格し、アプリ利用の際には、国が発行した身分証明書の登録が必須。



JAC MEMBERS



詳しくはコチラ

(2) 地域との共生推進支援

一時帰国支援

特定技能外国人**1人5万円**、上限2回支援

JACでは、外国人の一時帰国にかかる費用を一定額支援。

支援対象：1号・2号特定技能外国人

※ 受入企業が所属する全ての1号特定技能外国人の受入負担金を支払っている場合



詳しくはコチラ

- 令和6年4月より、特定技能外国人にとってより利用しやすい支援とするため、申請条件の要件緩和を実施

- ① 技能外国人として同一企業への2年以上勤務要件を撤廃
- ② 脱退一時金による帰国を対象外としていたのを対象化

- 令和7年6月16日より、@8万円、計2回16万円までに制度運用を拡充

- **令和8年6月1日（日本に再入国の日）以降**は、目的地や繁忙期による差も大きく、実費に対する一定額の補助として、負担の公平性を確保する観点から**当面5万円（一人当たり）**
上限2回は、当面維持）に見直し。



CCUS手数料支援

【受入企業向け】CCUS手数料を**全額支援**

特定技能外国人の受入には、建設キャリアアップシステム（CCUS）への事業者登録などが必要。

JACでは、事業者の①**管理者ID利用料**(例11,400円)、
②**能力評価手数料**(例4,000円)の全額支援（注）。



詳しくはコチラ



※ 令和5年度手数料分から対象

(注) 建設業振興基金において「CCUS能力評価手数料の全額支援」を令和8年4月以降も実施中。

(2) 地域との共生推進支援

○労災上乗せ補償制度

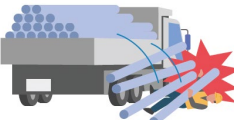
詳しくはコチラ

補償の対象となる方

建設分野に従事する全ての **1号特定技能外国人**（以下、特定技能外国人）

補償内容

労災保険で給付対象となる業務災害（死亡、後遺障害、疾病もしくは負傷）の被害に対して、労災保険による補償給付の「上乗せ」として補償を実施。これにより、受入企業と特定技能外国人の双方が安心して、雇用・就労できる環境の整備をサポート。

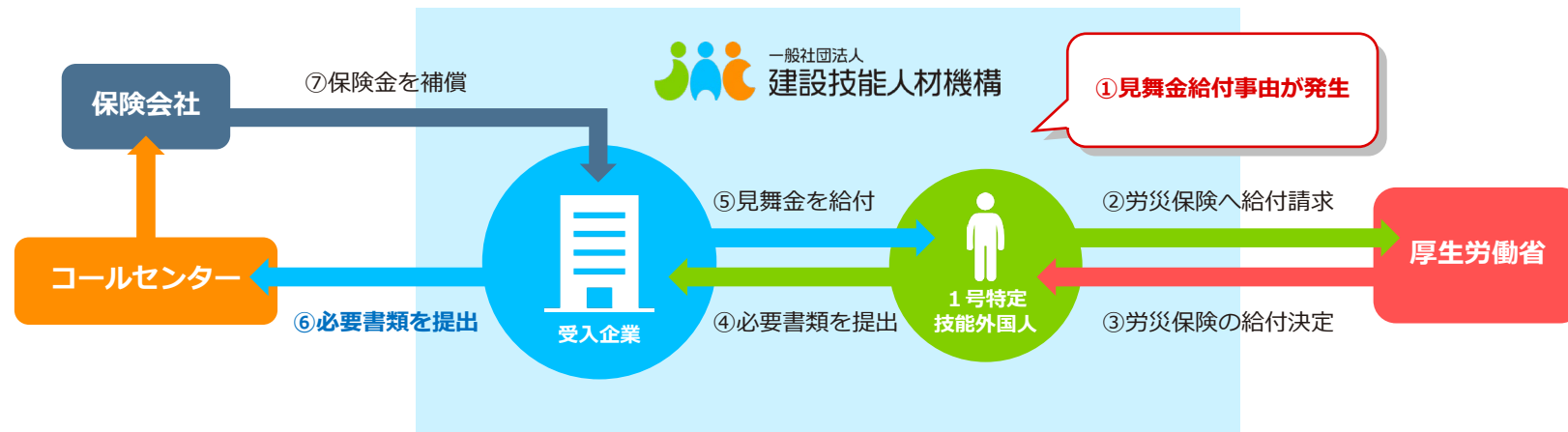
	補償する主な例	補償金額／補償イメージ	補償対象事由
死亡補償	業務中に足場から落下し、頭を強打したことにより死亡した。 	本補償制度 死亡見舞金 500万円 上乗せ補償 労災保険 遺族（補償）等給付	労災保険における遺族（補償）等給付が支給される事由が発生した場合は、死亡した特定技能外国人の遺族に対し、死亡見舞金を支給する。ただし、後遺障害見舞金を支給後に死亡した場合は、死亡見舞金から既に支給した後遺障害見舞金の額を控除した差額を支給する。
後遺障害補償	現場で建設車両に轢かれた際に負ったケガを原因として、後遺障害を被った。 	本補償制度 後遺障害見舞金 10～500万円 上乗せ補償 労災保険 障害（補償）等給付	労災保険における障害（補償）等給付が支給される事由が発生した場合は、その障害の程度に応じて、後遺障害見舞金を支給する。障害等級は労災保険に従う。
休業補償	荷崩れした積み荷の下敷きになり骨折し、その治療のため31日間入院した。 	休業日数4～30日：5万円／休業日数31日以上：10万円 上乗せ補償 上乗せ補償 本補償制度 本補償制度 短期休業見舞金 5万円 長期休業見舞金 5万円 労災保険 休業（補償）等給付 給付基礎日額の80% (保険給付60%＋特別支給金20%) 待機期間（3日） 1日目 4日目 31日目	労災保険における休業（補償）等給付が支給される事由が発生した場合は、休業見舞金を支給する。なお、労災保険において休業日数が4日以上30日以内認定された場合は短期休業見舞金を、休業日数が31日以上認定された場合は短期休業見舞金および長期休業見舞金を支給する。 休業日数が31日以上の場合は、短期休業見舞金・長期休業見舞金をあわせて10万円を支給。

(2) 地域との共生推進支援

○労災上乘せ補償制度

見舞金給付・保険金請求

- ・実際に業務災害が発生した場合、まず初めに労災保険への給付請求を行ってください。
- ・労災保険の補償金給付が決定した後に、受入企業から特定技能外国人へ、見舞金給付を行ってください。
- ・その後に、JACが加入する保険契約に対して、保険金請求を行ってください。
- ・各補償の見舞金給付および保険金請求時に提出が必要となる主な書類は手引きをご覧ください。



コールセンター

「建設分野の1号特定技能外国人向け補償制度」問合せ申請窓口
運営会社：株式会社インシュアランス サービス

専用ダイヤル：0120-514-049 (無料)

メールアドレス：jac-hosho@inss.jp

受付時間：9:00～17:30 (土・日・祝日・年末年始を除きます)

⑥必要書類提出先

住所：〒164-0012 東京都中野区本町3-30-4
KDX中野坂上ビル5F 日本アイラック株式会社気付
株式会社インシュアランス サービス
「建設分野の1号特定技能外国人向け補償制度」
申請窓口宛

(2) 地域との共生推進支援

○日常生活トラブルへのサポート、医療通訳サポート

- 外国人材の地域での平穏な日常生活を支援し、トラブルを防ぐため、**日常生活トラブルへのサポート、医療通訳サポート**を行う。

日常生活トラブルへのサポート (’26年1月開始)

- 建設分野の全ての1号特定技能外国人を対象として、**日常生活トラブル**に対応する**個人損害賠償責任保険**等に参加（保険料はJ A Cによる負担）。

(対象) 1号特定技能外国人

(内容) 住居における水漏れや自転車による接触事故などに応急対応等のサポートや損害賠償責任保険加入

※ 修理実費については、1号特定技能外国人の負担



詳しくはコチラ

医療通訳サポート (’26年1月開始)

- 建設分野の全ての1号特定技能外国人を対象として、24時間対応で母国語（32言語を想定）によるオンラインでの**医療通訳サポート**を行う（サポート利用料はJ A Cによる負担）。

(対象) 1号特定技能外国人

(内容) ・受診・健康に関するオンライン相談対応
・オンラインでの医療機関の受診予約
・医療受診時のオンライン通訳サポート
・ケガによる入院・手術見舞金の支給



詳しくはコチラ

(2) 地域との共生推進支援

○【オンライン・無料】日本人従業員向け「外国人共生講座」

ともに働き、ともに暮らす。異文化共生の現場づくりを支える、実践型講座シリーズ。

JACでは、'23年度より「外国人共生講座」を開催。

'23年度は、東南アジア6カ国の文化や習慣、日本人との違いを紹介。

'24年度は「やさしい日本語講座」を全9回。

'25年度は、「異文化理解講座イスラム教編」、「やさしい日本語講座基礎編・応用編」、「生活:交通指導講座」を計6回開催し、多くの現場で“伝わる言葉”の使い方を学習。

'26年度は、ご意見や経験談をもとに内容をさらにブラッシュアップし、

「職場における異文化理解」、「外国人雇用の基礎知識」、

「職場におけるやさしい日本語」、「地域生活・交通指導」のテーマ。

外国人を受け入れる現場で「どう伝えるか」「どう接するか」に悩む方に寄り添いながら、実際に使える知識とスキルをお届け。



詳しくはコチラ

講座終了後、HPで

- ① アーカイブ動画
 - ② 資料
 - ③ Q&A
- を公開

2025年5月15日開催

異文化理解講座(1)



2025年6月19日開催

異文化理解講座(2) イスラム教編



2025年8月21日開催

やさしい日本語講座 基礎編



2025年9月11日開催

やさしい日本語講座 応用編①



2025年10月16日開催

やさしい日本語講座 応用編②



2025年12月11日開催

生活/交通指導講座



(2) 地域との共生推進支援

○日本社会に関する理解促進プログラムの提供（新規、'26年提供開始で調整中）

- 外国人材の円滑で適正な就労や生活を確認するため、**日本語能力や日本文化・マナーへの理解向上**のための教育訓練を拡充。

日本の生活慣習や建設現場における留意事項等について、6言語の字幕を付したショートアニメーション動画を製作し、オンラインで提供（無料）。

令和8年度から順次一般公開し、外国人材の日本社会に関する**理解の向上や地域との共生**につなげていく。

(対象) 特定技能外国人等

- (内容)
- ・ 公共交通機関の使い方
 - ・ ゴミの捨て方
 - ・ 寮での過ごし方
 - ・ K Y活動～終礼 等

1. 移動と帰宅のルール



周囲の人の迷惑にならないよう配慮が必要です。

ルール①: ゴミの種類を正しく分ける(分別)



ルール②: ゴミの種類を正しく分ける(分別)

2. 寮での過ごし方と夕食



明日も元気に働くために、皆が静かに休める環境を守りましょう

(3) 適正就労管理について

- **(一財)国際建設技能振興機構(FITS)**は、2015年に設立され、現在、国土交通省の告示に基づき定められた唯一の「**適正就労監理機関**」です。受入企業や登録支援機関とは違い、特定技能外国人の適正な就労環境を監理・確保するための、中立的・独立的な機関です。
- 建設分野での国土交通省の受入れ計画認定制度を、JACと共に支えるため、以下の3つの業務に取り組んでいます。

一般財団法人国際建設技能振興機構 (FITS) Foundation for International Transfer of Skills and Knowledge in Construction

主な業務内容

① 特定技能外国人の受入企業に対する巡回訪問その他の方法による指導・助言（巡回指導等）

全ての受入企業に対し、巡回指導等を実施し、指導及び助言を行います。

📌 **ポイント：FITSの行う巡回指導等に必要な協力を行うことは受入企業の義務となっています（国交省告示）。**

指導項目：安定的な賃金支払い（月給制、昇給等）、同等技能を有する日本人と同等の賃金水準など



② 母国語相談ホットライン業務

・建設分野の特定技能外国人に対する支援として、7つの言語（※）での**電話相談**（フリーダイヤル）に対応。**メール相談**は、全言語で365日対応。

※中国語、ベトナム語、インドネシア語、フィリピン語、英語、クメール語、ミャンマー語

※2号取得者及びその帯同家族の方も、日常生活で困ったことがあれば地域の相談窓口を紹介します



③ 受入れ後講習（特定技能スタートアップセミナー）

建設分野で就労を開始する全ての1号特定技能外国人のために講習会を母国語で実施。

📌 **ポイント：FITSが行う受入れ後講習を受講させることは受入計画の認定要件となっています（受入れ後、概ね6か月以内に受講させる義務あり）。**

外国人材は、労働条件の再確認ができ、将来のキャリアアップについても学べます



企業への巡回訪問

建設分野の1号特定技能外国人受入企業の皆さまへ

FITSによる

巡回指導への協力は、 受入企業の義務です。

1号特定技能外国人を受け入れる企業には、
適正就労監視機関(FITS)による巡回指導等※に
必要な協力を行うことが義務づけられています。

※巡回指導等においては、書面および関係者へのヒアリングによる
確認並びに1号特定技能外国人との面談を実施します。

FITSによる巡回指導の対象

登録支援機関や他の関係者ではなく、
受け入れている建設企業が対象です。

この巡回指導は、1号特定技能外国人が安心して働ける環境づくりを
目的とした制度の一環です。制度の趣旨をご理解いただき、ご協力を
お願いいたします。適正な就労環境を確保するため、協力を行わない
企業については、重点的な指導の対象となります。

FITSは受入企業にとって有用な情報提供をしています。



FITS 一般財団法人国際建設技能振興機構
Foundation for International Transfer of
Skills and Knowledge in Construction



詳細はFITSの
ホームページを
ご参照ください。



(4) 広報活動

○国内において、JACが提供する支援メニュー、特定技能外国人制度等の周知徹底、グッドプラクティスの普及等の観点から、HP、会員へのダイレクトメール、SNS、専門紙広告、機関誌、説明会・セミナー等を通じた広報活動の展開。

○さらに、インドネシア、ベトナム等において、「日本の建設業の魅力」等を説明する「建設業務説明会」の各地での開催、現地における「母国語相談窓口」の開設。

令和6年度・7年度におけるJACの「建設業務説明会」の実施状況

※ R6. 8 ベトナム5大学と協定締結

インドネシアにおける取組



令和6年度 87校、教員425名が参加
令和7年度 79校、教員278名が参加

※ R7. 8 インドネシア政府と人材育成に関する相互合意締結

ベトナムにおける取組



令和7年度 合計1,838名が参加
・ 5校 1,418名が参加
(教員252名、学生1,166名)
・ 1司令部 軍人420名

J A C 定期出版物 Visionista【JAC特定技能導入事例集】、建技人【JACが見える機関誌】



一般社団法人
建設技能人材機構
Japan Association for Career and Human Resources Development

発行：一般社団法人 建設技術人材機構（広報部）
〒105-8444 東京都港区虎ノ門3丁目5番1号 虎ノ門37森ビル9階

WILEY-INTERSCIENCE



34



第Ⅱ部 ②特定技能外国人を受け入れるための手続き

② 特定技能外国人を受け入れるための具体的手続き 特定技能外国人制度を理解しよう！

改めて、特定技能は、技能実習や育成就労とは異なります。

外国人材を日本に必要な労働力として受け入れる制度です

日本人と同等の待遇で就労者として外国人を受け入れる制度です



受入企業がすべき事項（主なもの）

受入
前

1	建設業法第3条許可の取得（地方整備局等または各都道府県）
2	J A Cに間接的または直接的に加入 ➡ 会員証明書の入手 ※建設特定技能受け入れ計画の認定申請に必須
3	建設キャリアアップシステムへの登録（（一財）建設業振興基金）
4	（特定技能雇用契約に係る）重要事項事前説明書
5	特定技能雇用契約の締結
6	建設特定技能受入計画の認定申請【オンライン申請】（地方整備局等） ※現に有する在留資格の在留期間満了日（または入国予定日）の半年前から申請可能
7	1号特定技能外国人支援計画の作成、事前ガイダンス（3時間）の実施
8	「在留資格変更許可申請」または「在留資格認定証明書交付申請」 【窓口またはオンライン申請】（地方出入国在留管理局） ※「在留資格変更許可申請」は現に有する在留資格の在留期間満了日の2カ月前から申請可能 ※「在留資格認定証明書交付申請」は入国予定日の3カ月前から申請可能

受入
後

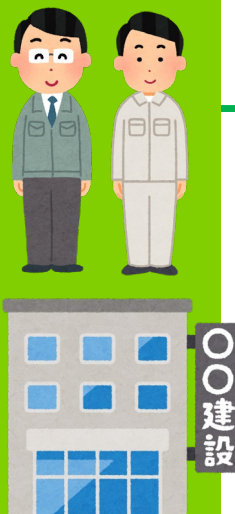
9	1号特定技能外国人受入れ報告の提出【オンライン申請】（地方整備局等） ※受入れ後より1カ月以内に提出
10	生活オリエンテーション（8時間）の実施
11	受入れ後講習の受講（F I T S） ※受入れ開始後、概ね6カ月以内に受講

J A Cの会員になるには？※

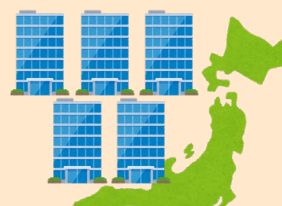
「J A Cの会員」になるには、
2つのルートがあります！



受入企業



① 正会員団体の会員になる

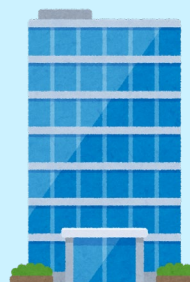


正会員の
建設業者団体

- 入会に際しては、建設業者団体が定める会費の負担等が必要
(金額は団体によって異なります。)
- 会費・受入負担金の支払い方法は団体によって異なります。



② J A Cの賛助会員になる



- 年会費24万円（入会金なし）
- 年会費・受入負担金の支払い方法は、入会時に登録した銀行からの口座引落です。
(引落前に口座振替のご案内が届きます)



※ 受入企業は「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針について（'18年12月25日閣議決定）」に基づき、特定技能外国人受入事業実施法人であるJ A Cに加入することが必要です。

※ 育成就労実施者が、J A Cに所属する正会員、賛助会員であれば、建設分野育成就労協議会への加入の必要はありません。



詳しくは
Webで！



特定技能の受入費用について

年会費

正会員への所属企業

受入企業が J A C の正会員である建設業者団体に所属する場合、その団体が定める会費を負担

団体が定める会費

もしくは

すでに加入している場合は、
追加費用なし。
今一度、所属団体に確認を！

J A C の賛助会員

企業の所属する建設業者団体が J A C の正会員ではない場合や、企業が団体に所属していない場合

年会費：24万円



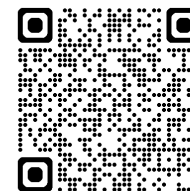
受入負担金

会費のほか、1号特定技能外国人を受け入れた場合には、受入企業に受入負担金を負担いただきます。

対象となる特定技能外国人	1人あたり受入負担金の月額
1号特定技能外国人	12,500円（参考：年額15万円）

（'25年4月現在）

※ J A C に支払う費用には、渡航費、送出し手数料、支援のための費用等は含まれておりません。



詳しくはコチラ

建設キャリアアップシステムの概要

CCUSについて

建設キャリアアップシステムは、技能者ひとり一人の就業実績や資格を登録し、技能の公正な評価、工事の品質向上、現場作業の効率化などにつなげるシステムです。

建設キャリアアップシステム

Construction Career Up System

CCUSとは

- 技能者の保有資格・社会保険加入状況や現場の就業履歴などを業界横断的に登録・蓄積して活用する仕組み

CCUSの目的

- 技能者の能力・経験等に応じた適正な処遇改善につなげる
- 技能者を雇用し育成する企業が伸びていける業界環境をつくる

⇒ 若い世代が安心して働き続けられる建設業界を目指す

CCUS手数料支援

建設特定技能受入計画の認定要件のひとつとして、受入企業・1号特定技能外国人の建設キャリアアップシステム（CCUS）への登録が必要です。

JACでは、令和5年4月1日より以下の「CCUS手数料支援」を実施しています。

① 管理者ID利用料(例11,400円/年)の実質無料化

管理者ID利用料は、一旦（一財）建設業振興基金（CCUS事務局）へお振込みいただき、後日JACより指定口座に全額返金いたします。

② 1号特定技能外国人の能力評価手数料(例4,000円/人)の実質無料化

1号特定技能外国人の能力評価手数料をJACが全額負担致します。
能力評価手数料も、管理者ID利用料と同様に建設技能者能力評価推進協議会事務局（建設産業専門団体連合会）へお支払いいただいた後に、後日JACより指定口座に全額返金いたします。

（注）建設業振興基金において「CCUS能力評価手数料の全額支援」を令和8年4月以降も実施中。



建設キャリアアップシステムの概要

就業履歴蓄積促進支援制度

○支援対象企業

- ① 日本建設業連合会、②全国建設業協会、③全国中小建設業協会の会員企業（元請）であること

○支援対象経費

（支援対象経費）

- ① 事業者登録更新料
- ② ID利用料
- ③ カードリーダー等購入費用
- ④ 現場利用料（タッチ費用）

（要件）

- ① 更新料は48,000円を上限とする
- ② ID数は1を上限とする
- ③ カードリーダー等購入費用は60,000円を上限とする
※台数に制限はなし
- ④ 外国人技能労働者のタッチのみを対象とする現場利用料は、
25万円を上限とする
※人数や日数に制限はなし

○申請受付開始時期

令和7年11月4日～
WEB申請



問い合わせ窓口
(平日 9:00～17:30 土日祝：休)

専用ダイヤル： **0120-220353** (無料)

「建設特定技能受入計画」の申請について

新たに特定技能雇用契約を結ぼうとする受入企業は、「建設特定技能受入計画」を作成して、国土交通省の「外国人就労管理システム」で認定申請を行う必要があります。

受入計画の主な認定基準

- 建設業法第3条許可の取得 → 地方整備局等又は各都道府県
- 建設キャリアアップシステムへの登録
- 特定技能外国人受入事業実施法人 → JACへの加入
- 同等技能・同等報酬、月給制、昇給
- 重要事項について、母国語による書面での事前説明
- 受入れ後講習を受講させること
- 巡回指導による確認を受けること 等

Point : 具体的には、この3つ…

- 同等の技能を有する日本人と同等以上
- 安定的な賃金支払い
- 技能習熟に応じた昇給



「建設特定技能受入計画」は受入企業の担当者自身が申請してください。
行政書士法及び弁護士法により、行政書士または弁護士でない者が報酬を得て、自ら特定技能の申請書等の行政書類を作成することは禁じられています。

「建設特定技能受入計画」～同等技能・同等報酬、月給制、昇給とは～

同等の技能を有する日本人と同等以上

① 社内の同等技能の日本人技能者との比較

- 経験年数の差で賃金に差を設けることは可能だが、日本語能力を理由とした賃金の差別は✕
- 最低賃金レベルは✕

② 同一圏域における建設技能者の賃金水準と均衡を失っていないこと

- 各都道府県労働局において公表されているハローワークの求人求職賃金を参考に

③ 大都市圏その他特定の地域への集中を防止する観点から、全国の賃金水準との比較も考慮

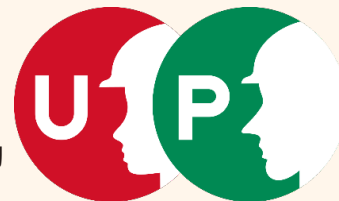


安定的な賃金支払い

- 天候や受注状況によって報酬（基本給）が大きく変動しない支払方法（月給制・口座振込）の採用
- 勤務年数による昇給

技能習熟に応じた昇給

- ① 在留中の技能習得計画
- ② 技能習得に応じた昇給
 - 建設キャリアアップシステムの能力評価と連動
- ③ 各種資格の取得

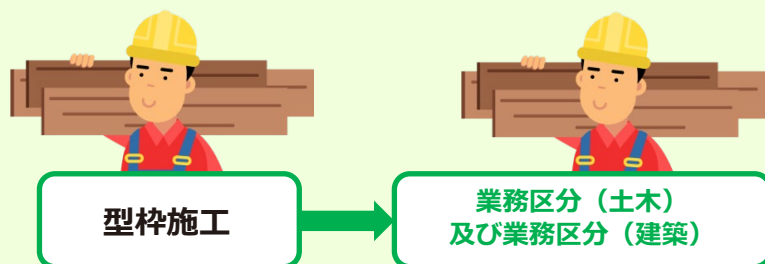


技能実習等から「特定技能 1 号」への在留資格変更について

技能実習等から「特定技能 1 号」へ切り替えるメリット

評価試験・日本語試験は受験不要

※同じ職種への移行に限る



初期費用の負担が抑えられる

※ベトナム人技能実習生の
場合、日本にいる間に
「特定技能 1 号」へ
切り替えれば、送り
出し費用は掛からない。



在留資格切替え手続きに時間を要する場合は、
「特定活動（4カ月・就労可）」への
在留資格変更が可能



在留期間の満了日までに
申請に必要な書類を揃えることができない…

在留資格切替え手続きに時間が掛かる…

1号特定技能外国人の受入人数の制限

- 1号特定技能外国人の総数が、1号特定技能外国人を受け入れる建設企業（受入企業）の**常勤職員の総数を超えてはいけません**。なお、受入企業の常勤職員の総数には、1号特定技能外国人及び技能実習生を含みません。
- 建設技能者は、様々な現場に出向いて働くことが想定されることから、支援を要する1号特定技能外国人を監督者が適切に指導し、育成するためには、一定の常勤職員が必要であるため、**1号特定技能外国人の受入人数の制限**が設けられています。

○出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令及び特定技能雇用契約及び1号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の規定に基づき建設分野に特有の事情に鑑みて当該分野を所管する関係行政機関の長が告示で定める基準を定める件（建設分野上乗せ基準告示）第三条第3項第七号

1号特定技能外国人の総数が常勤の職員（1号特定技能外国人及び技能実習生（外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成二十八年法律第八十九号）第二条第一項に規定する技能実習生をいう。）を含まない。）の総数を超えないこと。

ここがポイント！

1号特定技能外国人の受入人数の制限

1号特定技能外国人



常勤職員の総数
(1号特定技能外国人・技能
実習生を含みません。)

企業が行う外国人への「10の義務的支援」をすること（入管法）

事前ガイダンス

労働条件・活動内容・
入国手続・
保証金徴収などの説明



出入国する際の送迎

入国時の送迎、帰国時の
空港保安検査場までの
送迎・同行



住居確保・必要な契約

連帯保証人、社宅、
銀行口座、携帯電話、
ライフラインの手続



生活オリエンテーション

日本のルールやマナー、
公共機関、
災害時の対応等の説明



公的手続等への同行

居住地・社会保障・
税などの手続の同行、
書類作成の補助



日本語学習の機会の提供

日本語教室等の入学案内、
日本語学習教材の
情報提供等



日本人との交流促進

地域住民との交流、
地域の行事の案内や
参加の補助等



定期面談・行政への通報

支援責任者等が
定期面談し、
労働基準法違反があれば通報



相談・苦情への対応

職場や生活上の相談・苦情等
について、外国人が十分に
理解できる言語での
対応、内容に応じた
必要な助言、指導等

JACが無償で支援を実施



転職支援（人員整理等の場合）

企業都合により雇用契約解除する
場合の転職先を探す手伝いや
推薦状の作成等、求職活動を
行うための有給休暇付与や
行政手続の情報提供

JACが無償で支援を実施



受入れ後講習（特定技能スタートアップセミナー）



詳しくはコチラ

FITSは、適正就労監理機関として、外国人に受入れ後講習を実施します。

FITS

一般財団法人
国際建設技能振興機構

企業は、外国人の就労開始後、適正就労監理機関であるFITSが実施する受入れ後講習を受講させる義務があります。

講習の主な効果

- 企業と外国人の信頼関係を構築
- 外国人とのトラブル・引き拔きの防止
- 外国人の技能と日本語能力向上への意欲促進

受入企業

義務

受講させる
義務

受入れ
後講習実施

特定技能外国人

国土交通大臣から建設特定技能受入計画の認定を受けた受入企業は、特定技能外国人の受入れ後、**概ね6か月以内に**、この講習を受講させることが義務付けられています。

受入れ後講習の目的

受入開始後、FITSからご案内。講習費用はJACが負担

- 外国人技能者本人が、特定技能制度のしくみや、賃金・業務などの企業との契約内容をしっかり理解することにより、企業との信頼関係を構築する。
- 将来のキャリアに関する目標の設定と達成方法について考える機会とする。





第Ⅱ部 ③事例紹介・その他

受入企業の事例紹介（コンクリートポンプ株式会社）

企業の取組み・受入れの工夫

日本で自信を持って 仕事を続けられる、 一流の人材を育てたい

- '01年から中国人の受入れを開始
- 従業員の負担軽減のために受入れスタート
- 特定技能制度で人材育成が可能に
- “敬語”で円滑なコミュニケーションを実現



企業プロフィール

所在地：岐阜県各務原市大野町6-77

事業内容：

とび/土工/コンクリート工事業 など

Website：

<https://gcp-web.jimdosite.com>

初期導入

- 国別の寮の確保
 - 生活家電一式
 - Wi-Fi環境
 - 自転車
- など

給与体系イメージ

- 特定技能2号（月額基本給）
約31万円

※技能習熟等に応じた昇給あり
賞与年3回3.8.12月支給

- 技能実習（3号時）（月額基本給）
約22万円

※取材当時



←圧送作業は
基本的に
2、3人で行う



社内の親睦会は→
いつも賑やか



←社員旅行で
訪れた海で
記念撮影

特定技能2号 オウヒさん

夢は日本で家族と暮らすこと。
でも、まずは子どもの受験が最優先！

家族と一緒に日本で暮らすのが今の目標です。
日本の学校へ通わせたいかと聞くと「転校や入学手続きなど
難しい問題がある。これから調べたい」と話すその表情は、
まさに息子を思う父の顔でした。

代表取締役副社長 加納 岳人 氏

もっとスキルアップできる環境を
整えてあげたい

外国人も懸命に働いているからこそ、時に仕事の進め方に意見を
くれることがあり、それが“当たり前”になっていた作業方法の
見直しにつながっています。
結果として、会社全体のスキルアップにも役立っています。

受入企業の事例紹介（株式会社手塚工務店）

企業の取組み・受入れの工夫

移行率は約6割 未長く働くための 環境を整えていきたい

- '10年からインドネシア人の受入れを開始
- 特定技能が技能実習生の数を大きく上回る
- レベルを把握し成長できる現場へ向かわせる
- 要望は一旦受け入れ、検討後に返答する



企業プロフィール

所在地：東京都世田谷区喜多見3-14-8
事業内容：
型枠工事/リフォーム・リニューアル工
事 など
Website：
<https://www.tezuka-k.co.jp/>

初期導入

- 寮の確保
- 生活家電一式
- Wi-Fi環境
- 現場使用装着道具貸与
- 作業服（夏・冬）、防寒着、空調服など貸与

給与体系イメージ

- 特定技能（月額基本給）
約24万円

※資格取得により手当3,000～5,000円
※技能手当8,000円（道具購入の為の手当）

- 技能実習（月額基本給）
約18万円

※取材当時



←インドネシア料理
「ナシクニン」
を囲んでの親睦会

花見での一枚。→
桜を見たいという
外国人の声は多い



←サッカー好きが
多く仲間とチーム
を結成



特定技能1号 アフマドさん

先輩のやさしさに触れ、長く日本で
働きたいと思いました

長く手塚工務店で働く理由は、会社の人たちのやさしさなのだから。
「大熱を出した時に先輩がアパートにまできて病院に連れていって
くれたんです。本当にうれしかった」。
今はN1合格を目指して猛勉強中です。

代表取締役 手塚 利行 氏

よりよい環境を整えていくことを
考えています

資格取得のサポートや、家族を呼び寄せられる住居を探すなど、
できることはしてあげたい。また、人によっては移行するに
あたっての相談事もあるだろうから、個別に対応できる体制が
作ればベストですね。

無料出前講座

【JAC正会員団体】 【都道府県建設業協会】 【自治体】 限定!!

担い手・人手不足の問題が深刻化する中、特定技能外国人制度を活用する企業が増えています。制度の内容はめまぐるしく変化しているため、日々の情報収集が欠かせません。

無料出前講座では、特定技能外国人受入事業実施法人のJACの職員が直近の制度改正などを詳しく解説します。

人手不足対策や働き方改革などをテーマとした研修会の一講座として組み込んでいただくことも可能です。「団体の単独説明会」「各種イベント間の講習」「委員会・理事会等会合の一コマ」など、臨機応変に対応します。ぜひご利用ください。

無料出前講座について

- 講師：一般社団法人 建設技能人材機構
- 所要時間：60分（上限）※時短受付可能
- 開催方式：オンライン・対面 両方可
- 受講人数：15人～要相談
- その他
 - 会場・音響映像機器の準備をお願いいたします。
 - 資料の印刷および配布をお願いいたします。
 - オンラインは接続・運営をお願いいたします。
 - 委員会・勉強会など30分程度のご要望も承ります。

制度全般に関する
疑問・不安を解消します!

外国人を
雇用したいが不安…

技能実習制度
との違いは…

特定技能外国人
制度は難しくて
わからない…



詳しくはこちらから▶



オンライン個別相談会のお知らせ

説明会に参加したけど、もっと質問がしたいなあ・・・



そんな皆様を対象に J A C では、
オンライン個別相談会を開催しています！



説明会内容の質問はもちろん、手続きや給与計算の方法など、
何でもご相談ください。

特定技能外国人を受け入れたい企業さまや、すでに受け入れている企業さま、
事情にあわせて個別にご相談を承ります。

オンライン相談（Zoom）開催中！

まずはお気軽にご予約ください！
詳しくは[こちらから](#)▶





一般社団法人
建設技能人材機構
Japan Association for Construction Human Resources



〒105-8444 東京都港区虎ノ門3丁目5番1号 虎ノ門37森ビル9階
フリーダイヤル:0120-220353 TEL:03-6453-0220 FAX:03-6453-0221



<https://jac-skill.or.jp>



<https://www.facebook.com/kensetsutokuteiginou/>



<https://www.instagram.com/kensetsutokuteiginou/>



<https://www.youtube.com/channel/UCxIot6C1zhIMsh36XGUqzww>



建設キャリアアップシステムの 最近の状況と取組について

～ 2026年9月 ～

一般財団法人 建設業振興基金
建設キャリアアップシステム事業本部

- 2026年7月28日に熊本地方で発生した地震により被災された皆様に心よりお見舞い申し上げますとともに、復興対応に当たられている皆様に厚く御礼を申し上げます。
- 被災地域の一日も早い復興をお祈り申し上げます。

1.

**建設キャリアアップシステム
(CCUS) とは**

CCUSは、建設技能者の就業履歴・資格情報を業界横断で一元管理するために整備された
“建設業界共通の制度インフラ”です。

技能者

**技能者の就業履歴を蓄積し、保有資格
などと合わせて能力を評価し、処遇の
改善を図る**



技能者

事業者

**技能者のキャリアパスを明確にして
若い世代の入職者を増やす**



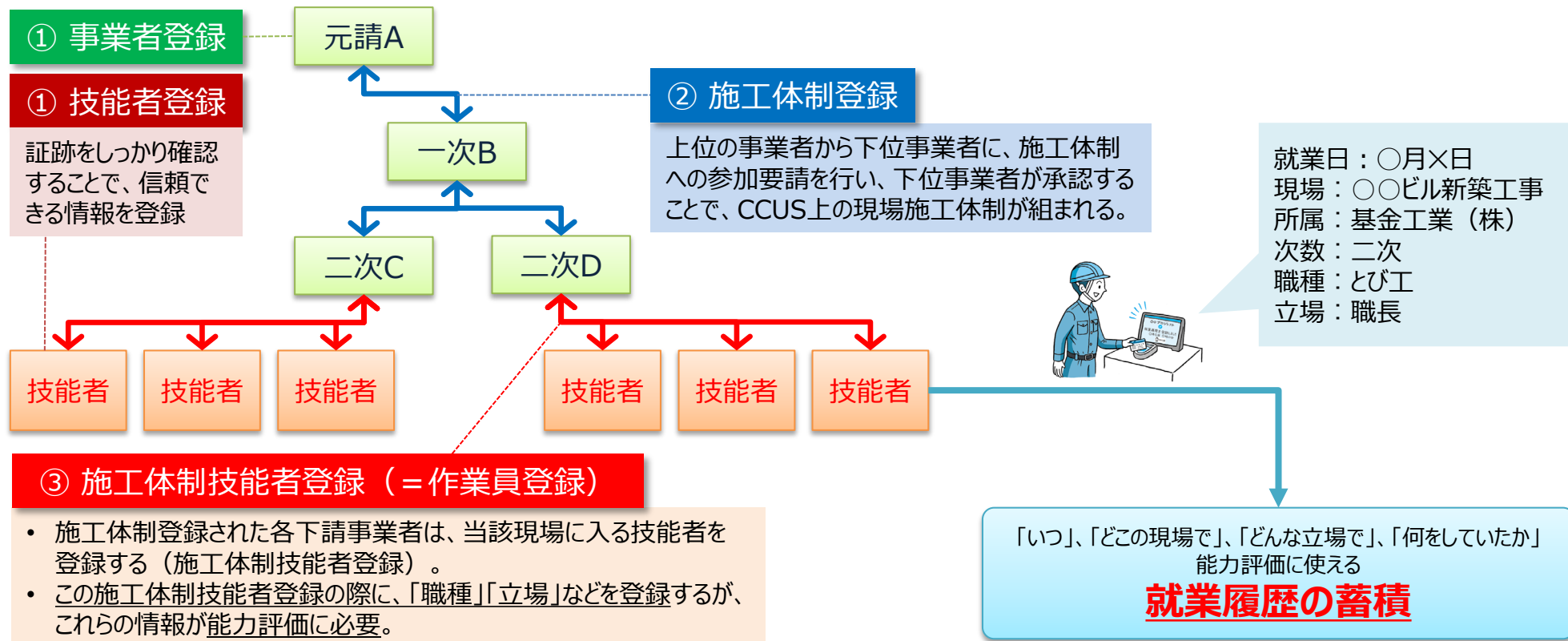
事業者

**優秀な技能者を抱える専門工事業者
と、その元請の競争力を高める**



- CCUSは、能力評価を行うための就業履歴を蓄積することを目的に構築されたシステム。
- 客観的な能力評価を行うおうとすると、蓄積する就業履歴は「この日」、「この現場にいた」だけでは不十分で、「どんな立場で」、「どんな仕事をしていたか」等の情報も必要になる。

※ 集めた情報を他のシステムへ連携すれば、同じような入力項目の削減など業務効率化をはかることも。



【技能者の能力評価】能力評価制度の概要

- 建設キャリアアップシステムに登録される技能者の資格と経験をもとに、能力評価を実施。
- 能力評価実施団体が策定した能力評価基準(国土交通大臣が認定した49分野)に基づき、それぞれの分野の能力評価実施団体において実施。

建設キャリアアップシステムに 技能者の資格と経験を蓄積

<現場での能力・経験の蓄積>



技能者情報のイメージ			
ID	123456789012		
氏名	建設 太郎		
生年月日	S55 1980/07/28		
保有資格	登録基幹技能者 型枠	2016.06.20	
技能講習	玉掛け	2008.05.21	
特別教育	ロープ高所作業	2005.11.09	
社会保険加入状況	退職金共済		
健保	協会健保	建退共	
年金	厚生年金		
雇用			

- ◎ 経験 (就業日数)
- ◎ 知識・技能 (保有資格)
- ◎ マネジメント能力 (登録基幹技能者講習・職長経験)



技能者の技能レベルに応じた4段階のカードを発行



初級技能者 (見習い) 中堅技能者 (一人前の技能者) 職長として現場に従事できる技能者 高度なマネジメント能力を有する技能者 (登録基幹技能者等)

CCUS職種コード		1 4 運転手（特殊）－ 0 1 運転手（特殊）・建設機械運転工、0 6 掘削機械運転工 0 2 普通作業員－ 0 3 深礎工
能力評価実施団体		（一社）日本機械土工協会
呼 称		機械土工技能者
レベル 4	就業日数	1 0 年（2150日）
	保有資格	◇登録機械土工基幹技能者〔00009〕 ◇1 級建設機械施工管理技士〔30009〕 ◇1 級土木施工管理技士〔30005〕 ◇優秀施工者国土交通大臣顕彰（建設マスター）（職種：建設機械運転工）〔91045〕
	職長経験	職長としての就業日数が3 年（645日）
レベル 3	就業日数	7 年（1505日）
	保有資格	◇車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）運転業務従事者安全衛生教育〔60008〕 ◇ローラー運転業務従事者安全衛生教育〔60009〕 ◇青年優秀施工者不動産・建設経済局長顕彰（建設ジュニアマスター）（職種：建設機械運転工）〔92045〕
	職長・班長経験	職長または班長としての就業日数が1 年（215日）
レベル 2	就業日数	2 年（430日）
	保有資格	◇車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）運転技能講習〔40035〕 ◇ローラーの運転の業務に係る特別教育〔50015〕
レベル 1		建設キャリアアップシステムに技能者登録され、レベル 2 から 4 までの判定を受けていない技能者

2.

CCUSの利用状況

建設キャリアアップシステムの利用状況

技能者登録

65%
191万人

建設技能者数：296万人
(R7平均 労働力調査より)

事業者登録

53%
20.6万者 (一人親方除く)

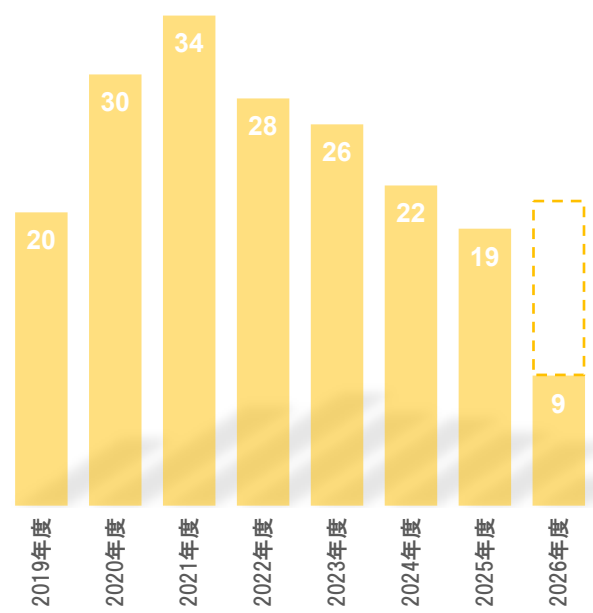
工事实績有業者数：385,392者
(R6年度 建設工事施工統計調査報告より)

就業履歴蓄積

2.89億件

就業履歴あり技能者数：897,048人
(R7年度実績 CCUSデータより)

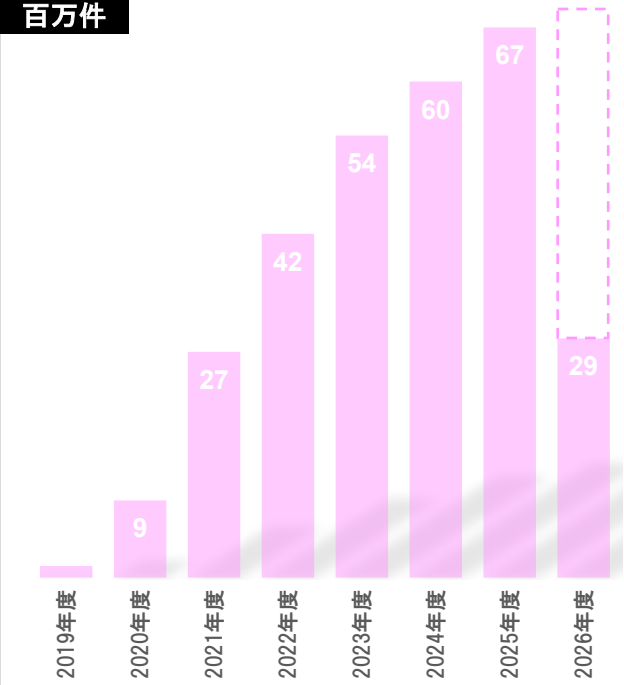
万人



万者



百万件



2026年度は4-8月の5ヶ月間実績を表示。点線は実績を12/5倍し年度末目安を示したものの。

うち九州地方における利用状況(26年8月)

CCUS：技能者（現住所）

都道府県	累計
	A
全国計	1,908,307
福岡県	81,984
佐賀県	13,454
長崎県	16,897
熊本県	25,595
大分県	13,956
宮崎県	17,242
鹿児島県	25,704
沖縄県	30,054

CCUS：登録事業者（法人・個人区分、所在地）

都道府県	CCUS登録事業者		〃許可有登録業者		全許可業者	実績有業者	登録率	
		うち法人・ 個人事業主		うち法人・ 個人事業主				
	B	B'	C	C'	D	E	B'/E	
全国計	316,371	206,102	163,097	159,563	483,823	385,392	53.5%	
福岡県	15,496	9,808	7,416	7,226	22,015	18,136	54.1%	
佐賀県	1,712	1,212	1,031	1,005	3,167	2,685	45.1%	
長崎県	3,028	2,181	1,768	1,741	5,031	5,351	40.8%	
熊本県	3,784	2,699	2,213	2,184	7,058	6,003	45.0%	
大分県	1,908	1,516	1,264	1,254	4,689	4,359	34.8%	
宮崎県	2,261	1,805	1,502	1,490	4,261	3,551	50.8%	
鹿児島県	3,311	2,387	2,033	2,003	5,744	6,192	38.5%	
沖縄県	4,455	3,089	2,157	2,135	5,573	4,168	74.1%	

就業履歴（現場所在地）

都道府県	当月連携
	E
全国計	5,239,975
福岡県	198,526
佐賀県	32,328
長崎県	21,669
熊本県	59,610
大分県	25,558
宮崎県	33,157
鹿児島県	91,203
沖縄県	71,625

※全許可業者数は2026年3月末時点、実績有業者は2024年度建設工事受注動態統計調査の数値。各項目について都道府県分類不能がある場合、控除して表示。

職種別の技能者登録の状況(8月末)

※国勢調査の職業分類とCCUS登録者の職業分類（「主たる職種」）は定義が異なる。
 ※国勢調査の職業分類とCCUS登録者の「主たる職種」の関係を保定して集計
 ※職種の掲記順は、CCUSの分類コードに則して記載

2020年国勢調査		CCUS登録技能者						
職業分類 (職業小分類)	建設業 (a)	CCUS登録技能者 (国勢調査の職業分類)	比率 (b)/(a)	CCUSの分類名	CCUS登録技能者 (CCUSの分類)	うち 女性	対前年度末比 (倍)	
		2026/8末 (b)			2026/8末 (c)			
造園師、植木職	16,050	16,935	105.5%	造園工	16,935	(1,078)	1.19	
とび職	109,330	182,895	167.3%	とび工	182,895	(1,134)	1.20	
石工	4,690	4,222	90.0%	石工	4,222	(78)	0.81	
ブロック積・タイル張工	23,980	20,575	85.8%	タイル工	7,505	(117)	1.15	
				ブロック工	2,056	(21)	1.17	
				建築ブロック工	11,014	(122)	1.83	
電工	412,320	164,190	39.8%	電工	164,190	(3,056)	1.18	
鉄筋工	28,700	58,748	205%	鉄筋工	58,748	(501)	1.17	
鉄骨工・橋梁工	22,600	27,805	123.0%	橋りょう世話役	2,344	(51)	1.13	
				橋りょう塗装工	1,938	(22)	1.26	
				橋りょう特殊工	4,825	(36)	1.12	
				鉄骨工	18,698	(144)	0.95	
塗装工	131,030	46,303	35.3%	塗装工	46,303	(1,494)	1.22	
溶接工	21,510	21,689	100.8%	溶接工	21,689	(145)	1.17	
建機等操作	70,690	70,915	100.3%	運転手(特殊)	70,915	(804)	1.14	
運搬従事者・運転手	13,420	22,751	169.5%	運転手(一般)	22,751	(1,115)	1.16	
型枠大工	40,610	81,885	201.6%	型わく工	81,885	(787)	1.15	
大工	294,490	28,278	9.6%	大工	28,278	(257)	1.17	
左官	59,750	31,115	52.1%	左官	31,115	(690)	1.17	
配管工	202,640	150,675	74.4%	ダクト工	21,672	(368)	1.41	
				設備機械工	26,222	(352)	1.04	
				配管工	102,781	(1,387)	1.18	
板金工	42,330	25,790	60.9%	板金工	25,790	(336)	1.14	
屋根ふき工	16,670	3,240	19.4%	屋根ふき工	3,240	(30)	1.19	
その他技能者	1,016,731	697,314	68.6%	特殊作業員	104,032	(1,549)	1.25	
				普通作業員	255,449	(6,192)	1.23	
				軽作業員	7,385	(1,074)	1.11	
				法面工	9,653	(95)	1.18	

職種別の技能者登録の状況(8月末)

※国勢調査の職業分類とCCUS登録者の職業分類（「主たる職種」）は定義が異なる。
 ※国勢調査の職業分類とCCUS登録者の「主たる職種」の関係を保定して集計
 ※職種の掲記順は、CCUSの分類コードに則して記載

2020年国勢調査		CCUS登録技能者					
職業分類 (職業小分類)	建設業 (a)	CCUS登録技能者 (国勢調査の職業分類) 2026/8末 (b)	比率 (b)/(a)	CCUSの分類名	CCUS登録技能者 (CCUSの分類) 2026/8末 (c)	うち 女性	対前年度末比 (倍)
				潜かん工	437	(3)	1.01
				潜かん世話役	68	(0)	1.10
				さく岩工	100	(0)	1.03
				トンネル特殊工	3,392	(3)	1.03
				トンネル作業員	5,512	(15)	1.07
				トンネル世話役	1,023	(7)	1.30
				土木一般世話役	32,820	(751)	1.12
				潜水土	2,585	(34)	1.13
				潜水連絡員	181	(3)	1.20
				潜水送気員	542	(11)	1.19
				山林砂防工	51	(0)	1.13
				軌道工	4,724	(16)	1.13
				はつり工	8,522	(69)	1.10
				防水工	39,578	(750)	1.18
				サッシ工	6,277	(70)	1.12
				内装工	84,644	(2,543)	1.14
				ガラス工	6,633	(85)	1.10
				建具工	16,057	(250)	1.14
				保温工	14,532	(256)	0.87
				その他(施工)	93,117	(3,789)	1.36
交通誘導員、警備員	3,740	19,746	528.0%	交通誘導警備員A	3,295	(236)	2.27
				交通誘導警備員B	16,451	(261)	6.39
技術者・事務員他	-	233,236	-	高級船員	1,804	(3)	1.10
				普通船員	3,227	(13)	1.18
				その他(管理)	199,662	(10,056)	1.01
				その他(技師)	25,705	(1,522)	2.33
				その他	2,838	(1,373)	0.19
合計	2,531,281	1,908,307	75.4%	合計	1,908,307	(45,154)	1.17

分野ごとのレベル別技能者数

2026年8月31日現在	レベル1	レベル 2	レベル 3	レベル 4	総計
レベル別技能者数	1,741,190	52,106	46,116	68,895	1,908,307
	91.2%	2.7%	2.4%	3.6%	100.0%

分野別／レベル別判定件数

2026年8月31日現在

番号	分野	判定数合計 (延べ)			
		レベル 2	レベル 3	レベル 4	総計
001	電気工事	3,958	7,752	6,107	17,817
002	橋梁	241	191	810	1,242
003	造園	782	752	1,029	2,563
004	コンクリート圧送	816	791	811	2,418
005	防水	1,346	1,883	1,576	4,805
006	トンネル	453	231	545	1,229
007	建設塗装	1,697	1,393	2,458	5,548
008	左官	899	924	1,669	3,492
009	機械土工	5,945	1,681	9,783	17,409
010	海上起重	520	148	923	1,591
011	プレストレスト・コンクリート工事	421	555	968	1,944
012	鉄筋	3,559	3,049	4,093	10,701
013	圧接	200	405	434	1,039
014	型枠	2,924	1,076	3,851	7,851
015	配管	2,908	1,860	4,469	9,237
016	鳶	2,833	5,203	5,947	13,983
017	切断穿孔	36	127	489	652
018	内装仕上工事	3,493	2,446	3,980	9,919
019	サッシ・カーテンウォール	1,449	921	913	3,283
020	エクステリア	80	114	97	291
021	建築板金	564	230	871	1,665
022	外壁仕上	75	40	199	314
023	ダクト	698	288	1,129	2,115
024	保温保冷	377	256	847	1,480
025	グラウト	560	248	669	1,477

番号	分野	判定数合計 (延べ)			
		レベル 2	レベル 3	レベル 4	総計
026	冷凍空調	430	156	619	1,205
027	運動施設	78	18	171	267
028	基礎工	2,896	1,556	1,644	6,096
029	タイル張り	183	213	270	666
030	標識・路面標示	419	405	1,025	1,849
031	消火設備	432	777	410	1,619
032	建築大工	825	979	856	2,660
033	硝子工事	285	193	379	857
034	ALC	465	102	663	1,230
035	土工	12,228	10,653	7,717	30,598
036	ウレタン	44	8	127	179
037	発破・破砕	231	135	139	505
038	建築測量	118	116	92	326
039	解体	789	963	584	2,336
040	圧入	330	616	265	1,211
041	さく井	36	95	60	191
042	計装	32	26	34	92
043	土質改良	59	32	11	102
044	潜函	79	42	34	155
045	住宅建築関連	77	34	2	113
046	石材施工	20	97	0	117
047	都市トンネル	167	172	13	352
048	斜面防災	1	3	24	28
049	道路等法面保護工事	249	304	114	667
合計		57,307	50,259	69,920	177,486

(注) 複数の分野、レベルで判定をされている技能者がいるため、判定件数の総数とレベル別技能者数は合致しない



建設キャリアアップシステム 登録技能者・登録事業者の皆様へ

CCUS能力評価申請手数料の全額支援を**当面の間延長します！**
～この機会に能力評価を申請しましょう～

○全額支援を行う**延長期間**

・2026年4月1日(水)から**当面の間** \ 延長します！／

※全額支援は2025年8月1日(金)より実施しております。
※申請日基準となります。
※延長の終了時期につきましては、改めてご案内いたします。

○対象者

・CCUS技能者登録(詳細型登録)が完了している方

※CCUS技能者登録と能力評価申請手続きの同時申請(ワンストップ申請)者も含む

○対象となる能力評価

・全ての能力評価分野が対象 (レベル2～レベル4)

○全額支援の対象範囲

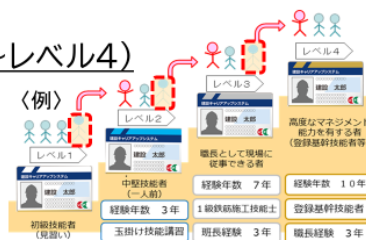
・能力評価申請に係る手数料4,000円

※CCUS技能者登録と能力評価申請手続きの同時申請(ワンストップ申請)については3,000円
※CCUS登録技能者が簡略型登録から詳細型登録へ移行する際の手数料(2,400円)は対象外
※全額支援は申請回数に制限を設けておりません。

○全額支援を活用した申請方法

・能力評価実施団体への申請自体は従来通り
・ただし、能力評価申請手数料の支払は不要

※CCUS技能者登録と能力評価申請手続きの同時申請(ワンストップ申請)についても従来通り
※従来、申請時に必要な書類であった手数料支払に係る証明書については、添付不要
ワンストップ申請の場合においては、建設業振興基金が指定する画像を添付⇒[詳しくはこちら](#)



能力評価申請方法の詳細は
各能力評価団体にご照会ください。

照会先一覧は国土交通省HPへ



https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_fr2_000040.html

3.

公共工事におけるCCUSの活用

建設業政策におけるCCUSの位置づけ・利活用

- CCUSを取り巻く環境は、1. 第3次・担い手三法の施行、2. 育成就労制度の導入、3. 建退共制度の見直しにより、**本格運用開始以来の大変革期**を迎えている。
- CCUS**能力評価の位置付けは大幅に強化**され、**業界共通のインフラ**としての役割はより一層重要に。

建設キャリアアップシステム (CCUS)



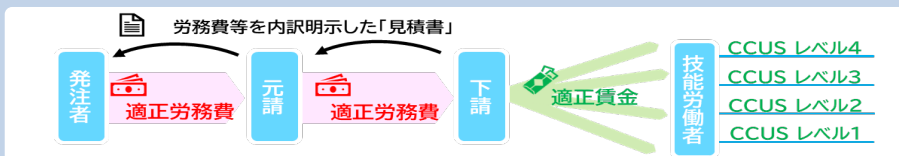
1. 第3次・担い手三法の施行

- 建設業者に対し、労働者の**知識、技能等の評価に基づく賃金支払い**等を行うことを努力義務化

労務費に関する基準

①「CCUSレベル別年収」

- 「目標値」と「標準値」の2つの水準の値を設定
- 「目標値」を**適正な賃金としての支払いを推奨**
- 「標準値」を下回る支払いは、労務費のダンピングの恐れがないか重点的に確認



②「自主宣言制度」

- **CCUS活用**が必須項目の1つ
- 雇用する**技能者のCCUS詳細型登録**が必須
- 自主宣言を行うことで経審において加点



2. 育成就労制度の導入

- 育成就労も、**企業はCCUSを登録、労働者はCCUSに登録していることが必須**
- 技能実習に比べ、**キャリアパスとしての活用**がより重要に
- 「外国人就労管理システム」、入管庁の「在留情報」と**CCUSを連携**

3. 建退共制度の見直し

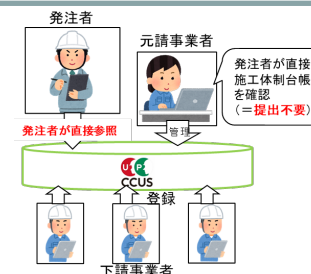
- 建退共の**電子申請システムとの連携**により、**CCUSタッチで建退共掛金が蓄積**
- 退職金1,000万円以上を目指して、**複数掛金制度においてCCUSレベル**の活用を検討

建退共

○第三次・担い手3法において、生産性向上や処遇改善の観点から、施工体制台帳提出義務の合理化や建設業者による処遇確保等に係る改正がなされ、関係省令等においてCCUS活用を位置づけ

公共工事における施工体制台帳提出義務の合理化

- 入契法上、義務とされている公共工事における施工体制台帳の写しの提出について、システム等で直接発注者が施工体制を参照できる場合には、提出義務を免除。（入契法第15条第2項）
- 上記システム等として、**「建設キャリアアップシステム」を法令上明記**。（入契法施行規則第3条）
- 入契法適正化指針や品確法基本方針、ICT指針等において、公共発注者における活用を明記。



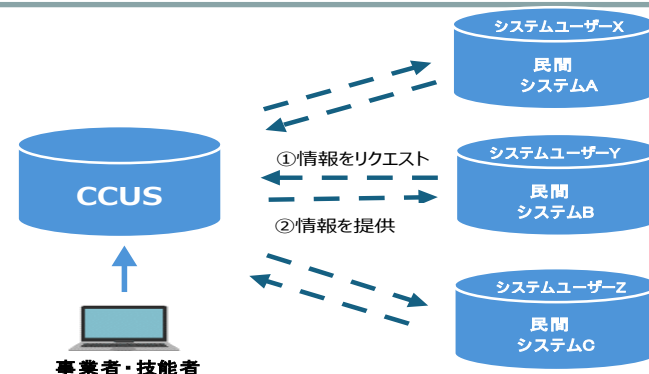
ICTを活用した現場管理の効率化

- 改正建設業法において、特定建設業者や公共工事の受注者に対し、ICTを活用した効率的な現場 管理を努力義務化。（建設業法第25条の28）
- 当該措置に関し、国が定める「指針」(※1)において、**「取り組むことが望ましい事項として、CCUS の活用促進」(※2)を位置づけ**。

※1 情報通信技術を活用した建設工事の適正な施工を確保するための基本的な指針（ICT指針）

※2 ICT指針において、以下のようなCCUS活用促進を明記

- ・事業者登録、技能者登録、現場・契約情報の登録、施工体制の登録、就業履歴の蓄積等の一層の推進
- ・元請業者のカードリーダー等利用環境の構築、下請業者に対する利用の働きかけ
- ・CCUSと施工管理システムとの連携機能を活用した、事務作業や現場管理の効率化 等



現場技術者の専任義務の緩和

- 改正建設業法において、現場技術者の専任義務について、一定の要件に合致する工事に関して兼任を可能とする制度を創設。（建設業法第26条3項）
- 要件のうち、工事現場の施工体制を確認できる情報通信技術の措置として、**CCUS等を望ましい措置として明記**。

建設業者による処遇確保

- 改正建設業法等において、技能者の知識や技能等に応じた適切な処遇の確保を、建設業者に対して努力義務化。（建設業法第25条の27第2項、品確法第8条第4項）
- 品確法基本方針において、CCUSの利用促進等により、技能労働者が有する技能や経験に応じた適切な処遇を受けられるよう労働環境の改善に努めるよう明記。

CCUSレベル別年収の概要（令和8年4月改定）

- ◎建設キャリアアップシステム（CCUS）の能力評価に応じた賃金の実態を踏まえ、公共工事設計労務単価が賃金として支払われた場合に考えられるレベル別年収を算出。
- ◎レベル別年収の試算の公表を通じて、技能者の経験に応じた処遇と、若い世代がキャリアパスの見通しを持てる産業を目指す。
- ◎目標値と標準値の2つの水準の値を設定し、適正な賃金として目標値以上の支払いを推奨するとともに、標準値を下回る支払い状況の事業者については、請負契約において労務費ダンピングの恐れがないか重点的に確認する。

ブロック別（全分野）（年収）		本資料に示す金額に法的拘束力はなく、支払いを義務付けるものではない。			
	レベル1（単位：万円） （標準値～目標値）	レベル2（単位：万円） （標準値～目標値）	レベル3（単位：万円） （標準値～目標値）	レベル4（単位：万円） （標準値～目標値）	
全 国	395～535以上	444～599以上	472～664以上	572～754以上	
北 海 道	363～492以上	408～551以上	434～611以上	526～694以上	
東 北	417～565以上	469～632以上	498～701以上	604～797以上	
関 東	418～567以上	470～635以上	500～704以上	606～800以上	
北 陸	407～552以上	458～618以上	487～686以上	590～779以上	
中 部	416～565以上	468～632以上	498～701以上	603～796以上	
近 畿	386～524以上	435～587以上	462～651以上	560～739以上	
中 国	337～457以上	379～512以上	403～568以上	489～645以上	
四 国	362～491以上	408～550以上	433～610以上	525～693以上	
九州・沖縄	383～519以上	431～581以上	458～644以上	555～732以上	
参考①特殊作業員	416～563以上	468～631以上	490～692以上	603～792以上	
参考②普通作業員	350～473以上	393～530以上	412～581以上	506～665以上	

<算出条件> ・CCUSレベル別年収は、公共事業労務費調査（令和7年10月調査）の結果をもとに、CCUSの能力評価分野・レベル別に分析して作成
・労務費調査においてレベル評価されていない標本点も経験年数と資格を基にレベルを推定（レベル1相当：5年未満、レベル2相当：5年以上10年未満、レベル3相当：10年以上又は一級技能士、レベル4相当：登録基幹技能者）
・労務費調査の各レベルの標本において、「目標値」の値は平均以上、「標準値」の値は下位15%程度の当該ブロックの年収相当として作成

ポイント

・ 最近の労働市場の実勢価格を適切・迅速に反映し、47都道府県・51職種別に単価を設定

全国

全 職 種 (25,834円) 令和7年3月比； + 4. 5 %
主 要 1 2 職 種 ※ (24,095円) 令和7年3月比； + 4. 2 %

主要12職種

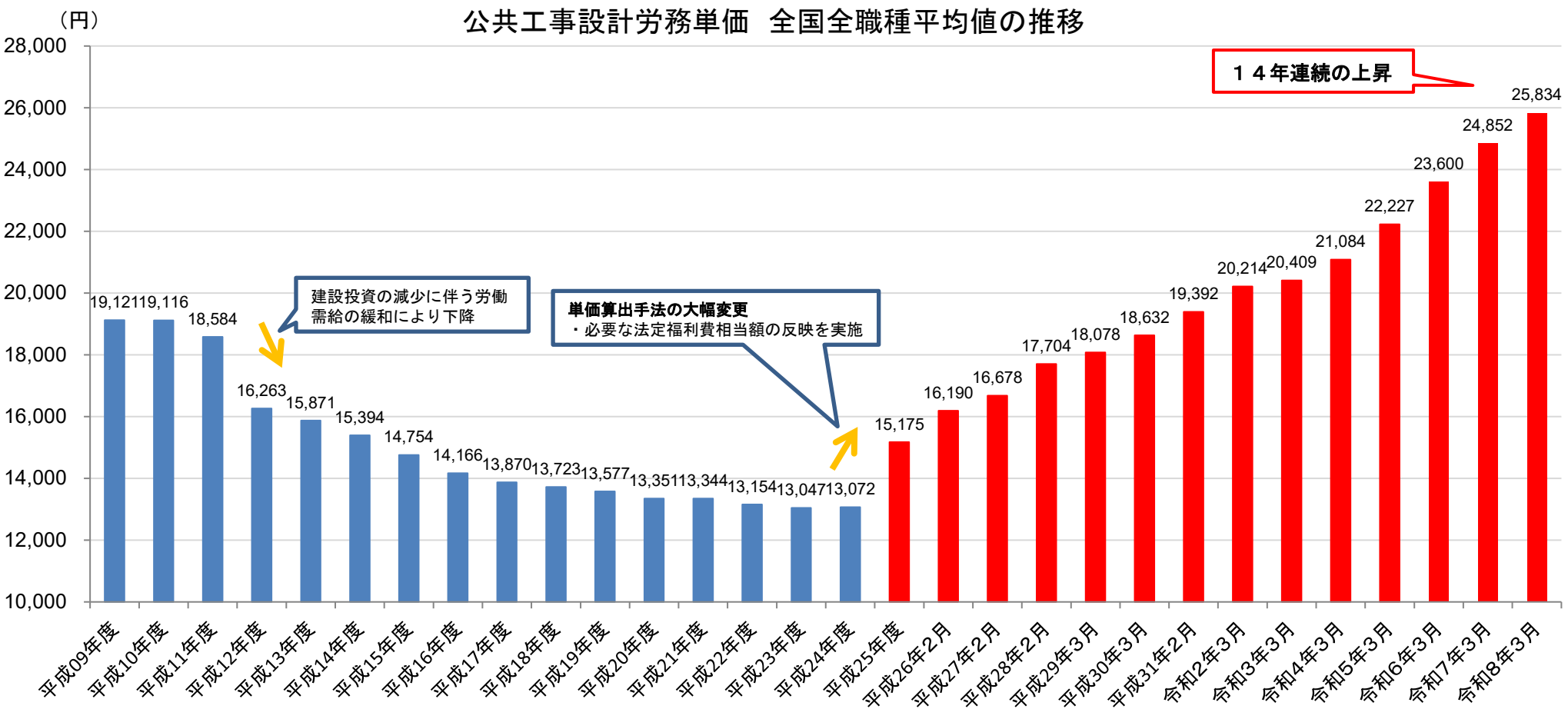
※「主要12職種」は通常、公共工事において広く一般的に従事されている職種

職種	全国平均値	令和7年3月比	職種	全国平均値	令和7年3月比
特 殊 作 業 員	28,111円	+4.3%	運 転 手 （ 一 般 ）	25,275円	+2.9%
普 通 作 業 員	23,605円	+3.0%	型 わ く 工	31,671円	+5.0%
軽 作 業 員	18,605円	+2.9%	大 工	30,331円	+3.1%
と び 工	30,780円	+4.0%	左 官	30,508円	+4.1%
鉄 筋 工	31,267円	+4.6%	交通誘導警備員A	18,911円	+5.8%
運 転 手 （ 特 殊 ）	29,442円	+4.8%	交通誘導警備員B	16,749円	+6.7%

注）金額は加重平均値、伸率は単純平均値で算出

令和8年3月から適用する公共工事設計労務単価について

出所：国交省資料



参考：近年の公共工事設計労務単価の単純平均の伸び率の推移

	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R02	R03	R04	R05	R06	R07	R08	H24比
全 職 種	+15.1%	+7.1%	+4.2%	+4.9%	+3.4%	+2.8%	+3.3%	+2.5%	+1.2%	+2.5%	+5.2%	+5.9%	+6.0%	+4.5%	+94.1%
主要12職種	+15.3%	+6.9%	+3.1%	+6.7%	+2.6%	+2.8%	+3.7%	+2.3%	+1.0%	+3.0%	+5.0%	+6.2%	+5.6%	+4.2%	+93.4%

注1) 金額は加重平均値にて表示。平成31年までは平成25年度の標本数をもとにラスパイレス式で算出し、令和2年以降は令和2年度の標本数をもとにラスパイレス式で算出した。

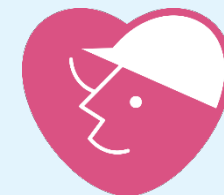
注2) 平成18年度以前は、交通誘導警備員がA・Bに分かれていないため、交通誘導警備員A・Bを足した人数で加重平均した。

注3) 伸び率は単純平均値より算出した。

19

建設技能者を大切にする企業の自主宣言(「職人いきいき宣言」)について

- 「建設キャリアアップシステム利用拡大に向けた3か年計画」(R6.7)において、**改正建設業法に基づく取組とCCUSを活用した取組を一体**として、技能者の処遇改善を図る方向性を示した。
- この方向性に沿って、**処遇改善に取り組む企業が評価**され、サプライチェーン全体で処遇改善に取り組むようになるための枠組みとして、「**建設技能者を大切にする企業の自主宣言**」が創設。
- 宣言企業は、令和8年7月1日以降の経営事項審査の申請において、加点予定。



■ 参加の流れ

- 1. 立場選択**：①元請事業者、②下請事業者、③発注者
- 2. 項目検討**：必須項目、任意項目について対応検討
- 3. 申請**：1. 2. を以て国交省に申請
- 4. 公表**：国交省HPに掲載

■ 効果

宣言企業は、

- ・国交省HPで公開される
- ・シンボルマークの使用が可能となる
- ・経営事項審査における加点等のインセンティブ



- ✓ **就業者に選ばれ**、安定的な事業活動の実現
- ✓ サプライチェーンの中で**適切に評価**される

■ 宣言項目

	元請事業者	下請事業者	発注者
必須	労務費確保・賃金支払い等のための取組	技能者の適切な処遇を確保するための取組を行うこと 等	
	CCUSの活用	全ての現場において、技能者の就業履歴蓄積の環境整備・促進に取り組むこと 等	雇用する全ての技能者について、詳細型の技能者登録を行うこと
	宣言企業との取引優先	取引先の選定に当たり、宣言を行っていることを考慮すること。	
任意	その他	例) ・事務作業/現場作業におけるICT化を推進すること ・外国人就労者の就労環境の向上に取り組むこと 等	

■ 宣言状況 (2026年3月末現在) 計：1,887社

外国人材受け入れ基準におけるCCUS登録の義務化

「技能実習」、「特定技能1号」、「育成就労（2027.4～）」の外国人受け入れに関して、
「技能者本人」及び「受入企業」のCCUS登録を義務化（2019.2～）

参考：2026年度CCUS運営協議会事業計画より抜粋

- 外国人技能者の就業履歴の確実な蓄積
 - ・ 2027年4月に予定されている育成就労制度移行を見据え、外国人技能者の育成及び適正就労の確保の観点から、CCUSに技能者登録が義務付けられている外国人技能者が就労する全ての現場において、確実に就業履歴の蓄積を行うよう、協議会構成団体が一丸となって取り組む。

社会保険加入確認のCCUS活用

社会保険加入確認に**CCUS活用を原則化**：建設業法改正(2020.10～)

→下請指導ガイドラインを改正

社会保険加入確認にCCUSを活用しない場合は加入証明書類確認も義務化

公共工事におけるCCUS活用の促進

- 建設キャリアアップシステム(CCUS)の普及・活用により、技能者の処遇改善等を図るため、技能者側のメリット向上(建退共との連携等)に加え、公共工事発注者によるモデル工事等によりCCUSの活用を促進
- 国の直轄モデル工事のほか、都道府県や独法・特殊会社でモデル工事等の導入が広がってきており、今後、さらに地方公共団体等を中心として取組を加速化

国直轄工事

R2年度より、モデル工事を試行

〔事業者登録率・技能者登録率・就業履歴蓄積率(カードタッチ率)を確認の上、達成状況により工事成績評定で加点〕

※赤字は令和7年度実績

【土木工事】

- CCUS義務化・活用推奨モデル工事(義務化：**53件**、WTO対象工事)

(活用推奨：**232件**、Bランク以上)

- ▶ 一般土木工事の本官発注分※について、原則モデル工事を実施
※ 北海道開発局においては、そのうち予定価格が2.9億円以上の工事が対象
- ▶ これ以外の工事(分任官発注分を含む)については、建設業界の要望や理解の状況を十分踏まえた上で、モデル工事を実施
- ▶ カードリーダー設置費用、現場利用料(カードタッチ費用)について、実績に基づき、発注者が負担(すべてのモデル工事で実施)

- 地元業界の理解がある46都道府県において、**直轄Cランク工事でのモデル工事を試行**(活用推奨：**1282件**、Cランク工事)

- 農水省R5.1以降入札公告分から試行
- 環境省R6.4以降入札公告分から試行

【営繕工事】

- CCUS活用推奨モデル営繕工事(**全国で124件**)

【港湾・空港工事】

- CCUS活用モデル工事(**全国で161件**)

地方公共団体

国土交通省より、直轄事業でのモデル工事や先行する県による総合評価での加点等を踏まえた取組を要請(R2年4月)

※赤字は令和8年2月19日時点

【都道府県の導入状況】

- **47全ての都道府県**が企業評価の導入等を表明(令和8年2月19日全都道府県達成確認)

【指定都市の導入状況】

- **20ある全ての指定都市**で企業評価の導入等を表明(令和6年7月1日全指定都市達成確認)

【市区町村の導入状況】

- **90以上の市区町村**で企業評価の導入等を表明

独法・特殊会社

国土交通省より、独立行政法人等に対してCCUS活用を周知(R2年4月)

※赤字は令和7年度実績

- 鉄道・運輸機構
義務化モデル工事[R3~](**2件**)
活用推奨モデル工事[R3~](**11件**)
- 阪神高速道路
義務化モデル工事[R3~](**12件**)
活用推奨モデル工事[R3~](**12件**)
- 水資源機構
義務化モデル工事[R3~](**1件**)
活用推奨モデル工事[R3~](**2件**)
- 首都高速道路
活用推奨モデル工事[R3~](**67件**)
- UR都市機構
活用推奨モデル工事[R3~](**17件**)
- NEXCO西日本
義務化モデル工事[R3~]、
入札参加資格[R5~]、総合評価[R6~]
- NEXCO東日本
義務化モデル工事[R3~]

- 直轄Cランク工事でのモデル工事について、地元建設業協会の理解が得られた46都道府県で実施予定
- 都道府県発注工事：47団体が企業評価の導入等を表明
- 指定都市発注工事：20団体で企業評価の導入等を表明

都道府県におけるCCUSに係るモデル工事等の状況						指定都市におけるCCUSに係るモデル工事等の状況					
都道府県名	国直轄Cランク工事	都道府県発注工事における				都道府県名	国直轄Cランク工事	都道府県発注工事における			
		工事成績評定での加点	総合評価における加点	入札参加資格での加点	カードリーダー等費用補助			工事成績評定での加点	総合評価における加点	入札参加資格での加点	カードリーダー等費用補助
北海道	●	●			●	滋賀県	●		●		
青森県					●	京都府	●	●	●		
岩手県	●	●	●		●	大阪府	●		●		
宮城県	●		●		●	兵庫県	●		●	●	
秋田県	●			●	●	奈良県	●		●		
山形県	●	●				和歌山県	●			●	
福島県	●	●	●		●	鳥取県	●		●		●
茨城県	●	●			●	島根県	●	●	●		●
栃木県	●	●	●			岡山県	●	●			
群馬県	●	●	●	●	●	広島県	●	●	●	●	●
埼玉県	●	●	●	●	●	山口県	●	●			
千葉県	●	●		●	●	徳島県	●	●		●	●
東京都	●	●				香川県	●		●		●
神奈川県	●	●	●		●	愛媛県	●	●			●
新潟県	●			●		高知県	●		●	●	
富山県	●				●	福岡県	●				●
石川県	●			●		佐賀県	●				●
福井県	●	●		●		長崎県	●		●		
山梨県	●	●			●	熊本県	●				●
長野県	●		●	●		大分県	●				●
岐阜県	●	●			●	宮崎県	●	●			●
静岡県	●	●	●	●		鹿児島県	●	●	●		
愛知県	●	●		●		沖縄県	●	●			●
三重県	●	●			●						

指定都市名	工事成績評定での加点	総合評価における加点	入札参加資格での加点	カードリーダー等費用補助
札幌市	●			
仙台市		●		
さいたま市	●	●		●
千葉市	●		●	●
横浜市	●	●		
川崎市	●	●		
相模原市			●	
新潟市	●			●
静岡市	●	●		
浜松市	●			
名古屋市	●			
京都市	●	●		
大阪市		●		
堺市		●		
神戸市		●		
岡山市	●	●		
広島市		●		
北九州市		●		
福岡市	●			
熊本市		●		

(令和8年4月1日現在)

<直轄Cランク工事>

- 都道府県建設業協会が賛同
- 協会において検討中

※北海道は0.5億～2.5億円
国土交通省調べ 等

<都道府県・指定都市工事での企業評価等>

- 導入済
- 導入予定

令和8年4月以降表明

市町村におけるCCUSに係るモデル工事等の状況

- 指定都市発注工事は、**20団体**で企業評価の導入等を表明
- 市町村発注工事は、**99団体**で企業評価の導入等を表明

導入済の市町村

【指定都市】

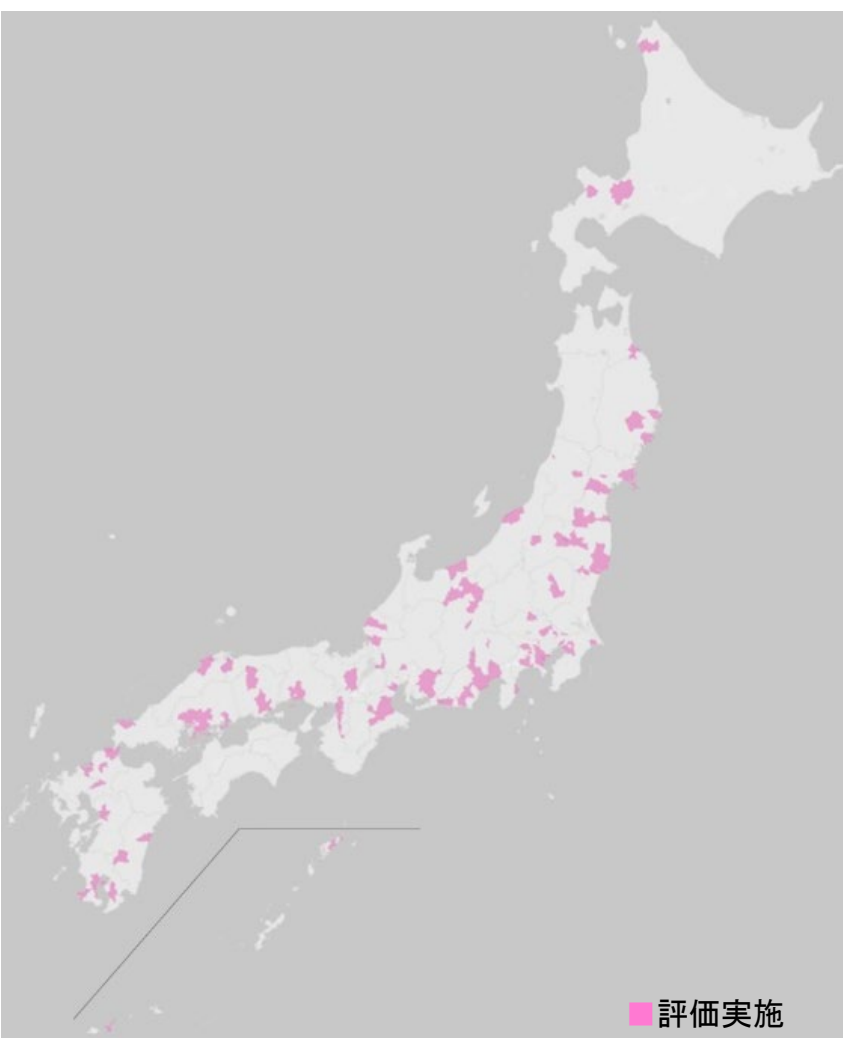
北海道札幌市
宮城県仙台市
埼玉県さいたま市
千葉県千葉市
神奈川県横浜市
神奈川県川崎市
神奈川県相模原市
新潟県新潟市
静岡県静岡市
静岡県浜松市
愛知県名古屋市
京都府京都市
大阪府大阪市
大阪府堺市
兵庫県神戸市
岡山県岡山市
広島県広島市
福岡県北九州市
福岡県福岡市
熊本県熊本市

【市区町村】

北海道共和町
北海道豊富町
青森県八戸市
岩手県大船渡市
岩手県遠野市
岩手県山田町
宮城県石巻市
宮城県大衡村
宮城県女川町
山形県村山市
山形県三川町
福島県福島市
福島県会津若松市
福島県郡山市
福島県いわき市
福島県相馬市
福島県伊達市
福島県金山町
福島県塙町
福島県川内村
茨城県大洗町
栃木県宇都宮市
栃木県芳賀町
栃木県塩谷町
埼玉県熊谷市
埼玉県行田市
埼玉県春日部市
埼玉県日高市
埼玉県吉川市
千葉県船橋市
千葉県佐倉市
千葉県旭市
千葉県流山市
千葉県我孫子市

東京都千代田区
東京都大田区
東京都世田谷区
東京都足立区
東京都八王子市
東京都武蔵野市
東京都府中市
東京都調布市
東京都国立市
東京都稲城市
東京都西東京市
神奈川県平塚市
神奈川県茅ヶ崎市
神奈川県秦野市
神奈川県厚木市
神奈川県伊勢原市
新潟県糸魚川市
福井県福井市
福井県南越前町
山梨県甲斐市
長野県長野市
長野県上田市
長野県諏訪市
長野県須坂市
長野県大町市
静岡県富士宮市
静岡県伊東市
静岡県島田市
静岡県富士市
静岡県掛川市
静岡県袋井市
静岡県湖西市
愛知県岡崎市
愛知県一宮市

愛知県豊川市
愛知県豊田市
三重県津市
三重県四日市市
三重県松阪市
三重県名張市
滋賀県米原市
大阪府豊中市
大阪府吹田市
大阪府和泉市
兵庫県姫路市
兵庫県たつの市
和歌山県かつらぎ町
島根県出雲市
島根県安来市
岡山県真庭市
広島県呉市
広島県尾道市
広島県府中市
広島県東広島市
山口県長門市
福岡県久留米市
福岡県飯塚市
福岡県大刀洗町
宮崎県小林市
宮崎県日向市
鹿児島県鹿児島市
鹿児島県鹿屋市
鹿児島県南さつま市
鹿児島県奄美市
沖縄県石垣市



評価実施

経営事項審査における建設キャリアアップシステムに係る加点

- 建設キャリアアップシステム(CCUS)を活用して技能者の育成を行う企業や、就業履歴蓄積環境の整備に取り組む企業を、経営事項審査において加点

レベル3・4の技能者の数に応じた加点(技術職員点数(Z1)、R2.4～)

- 建設キャリアアップシステムにおいて、**レベル4、3と判定された者の数**に応じて評点を付与
※技能士1級や登録基幹技能者でなくても加点

レベル2以上にアップした技能者の割合に応じた加点(知識・技術技能の向上の取組(W1-5)、R3.4～)

- 審査基準日以前3年間に於いて、建設キャリアアップシステムで**レベル2以上にアップした建設技能者の割合**に応じて評点を付与(**最大10点**)
※技術者については、一人当たりの継続教育(CPD)プログラムの受講単位数に応じて評点を付与。

建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況(W1-7、R5.8～)

- 審査基準日以前1年以内に発注者から直接請け負った建設工事について、以下の全ての措置を講じている場合に加点
 - ① CCUS上での現場・契約情報の登録
 - ② 建設工事に従事する者がカードリーダー等によりCCUS上に就業履歴を蓄積できる体制の整備
 - ③ 経営事項審査申請時に様式第6号に掲げる誓約書の提出

民間工事を含む全ての建設工事
で実施した場合

10点

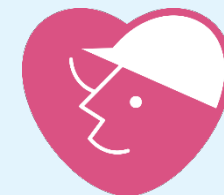
全ての公共工事で実施した場合

5点

※R8.7～「建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況」の配点見直し。

建設技能者を大切にせる企業の自主宣言制度の宣言の有無(W1-8、R8.7～)

- 審査基準日以前に「建設技能者を大切にせる企業の自主宣言制度」の宣言を行い、経営事項審査申請時に審査基準日時点で有効な宣言書と、様式第7号に掲げる誓約書を提出している場合に加点



建設技能者を大切にする企業の自主宣言(「職人いきいき宣言」)について

- 「建設キャリアアップシステム利用拡大に向けた3か年計画」(R6.7)において、**改正建設業法に基づく取組とCCUSを活用した取組を一体**として、技能者の処遇改善を図る方向性を示した。
- この方向性に沿って、**処遇改善に取り組む企業が評価**され、サプライチェーン全体で処遇改善に取り組むようになるための枠組みとして、「**建設技能者を大切にする企業の自主宣言**」が創設。
- 宣言企業は、令和8年7月1日以降の経営事項審査の申請において、加点。

参加の流れ

- 1. 立場選択**：①元請事業者、②下請事業者、③発注者
- 2. 項目検討**：必須項目、任意項目について対応検討
- 3. 申請**：1. 2. を以て国交省に申請
- 4. 公表**：国交省HPに掲載

効果

宣言企業は、

- ・国交省HPで公開される
- ・シンボルマークの使用が可能となる
- ・経営事項審査における加点等のインセンティブ



- ✓ **就業者に選ばれ**、安定的な事業活動の実現
- ✓ サプライチェーンの中で**適切に評価**される

宣言項目

	元請事業者	下請事業者	発注者
必須	労務費確保・賃金支払い等のための取組	技能者の適切な処遇を確保するための取組を行うこと 等	
	CCUSの活用	全ての現場において、技能者の就業履歴蓄積の環境整備・促進に取り組むこと 等	雇用する全ての技能者について、詳細型の技能者登録を行うこと
	宣言企業との取引優先	取引先の選定に当たり、宣言を行っていることを考慮すること。	
任意	その他	例) ・事務作業/現場作業におけるICT化を推進すること ・外国人就労者の就労環境の向上に取り組むこと 等	

- **宣言状況 (2026年8月末現在)** 計： 6,198社

4.

CCUSを上手に使おう

建設キャリアアップシステムの活用シーン

技能者の技能や職歴に応じた賃金支払いの環境整備

事業者



システムで閲覧できる技能者情報

就業日数	510日	210日	150日	360日	60日
〇〇〇 基幹技能者 資格		〇〇〇 資格	□□□ 資格	〇〇〇 研修受講	
就業日数: 250日	就業日数: 370日	就業日数: 10日	就業日数: 170日	就業日数: 50日	
△△△ 資格	□□□ 基幹技能者	××× 資格	△△△ 研修受講		

CCUSのレベルがあれば
技能の水準がわかりやすい

- ☆元請企業が、専門工事業者の技能者の技能を踏まえて、**適切な労務費を支払う環境を整える**
- ☆下請企業が、技能者の能力評価やCCUSのレベル別年収を参考として、**技能者の技能に応じた賃金支払いを行う環境を整える**

システム画面のイメージ（就業履歴）

雇用事業者	現場名	就業年月	就業日数	立場	作業内容
〇〇建設(株)	△△ビル	2016.3	18	職長	大工工事
〇〇建設(株)	□□マンション	2016.6	14	職長	設備設置工事
〇〇建設(株)	××市役所	2016.9	17	職長	設備設置工事
計	3 現場		49日		

技能者



自分の資格や従事した
工事の履歴の確認

- ☆自身の経歴等が簡易に一覧できるようになり、更なるスキルアップを促す
- ☆技能者が再入職する際などに、**自身の技能や就業履歴を簡易に証明**できる
- ☆CCUSのレベル別年収を参照して、**自身の技能に応じた賃金の目安を確認**できる。

審査済のデータに基づく社会保険加入状況の確認

⇒適切に社会保険に加入している技能者の活用を促す



技能者ID	技能者名	職種	立場	健康保険		年金保険
				加入	種類	
12345678	建設一郎	特殊作業員	職長	有	国民健康保険組合	...
90122345	土木花子	とび・土工	班長	有	国民健康保険組合	...
67890123	建築次郎	配管工		有	国民健康保険組合	...
...						

建設業退職金共済制度における確実な掛金積立て

本人情報

0123456789
建設 太郎
S60/07/01
男
03-xxxx-xxxx

保有資格

××× 資格	〇〇〇 研修受講
--------	----------

就業履歴

〇〇建設(株)
・△△ビル建設工事
就業日数 計〇〇日

比較・確認



就労日数分の掛金が積立てられているか簡便に確認

建退共電子申請化とCCUSとの連携

(公共工事(元請一括方式)の場合)

証紙貼付方式(現行)

《主な事務》

- ① 金融機関窓口での証紙購入(銀行等)
- ② 発注者へ掛金収納書の提出
- ③ 下請から元請へ書類による就労報告
- ④ 元請から下請へ証紙の現物交付
- ⑤ 手帳へ証紙貼付と消印
- ⑥ 証紙の在庫管理、受払簿の作成

メリット

金融機関窓口訪問の必要なし

電子提出が可能になる

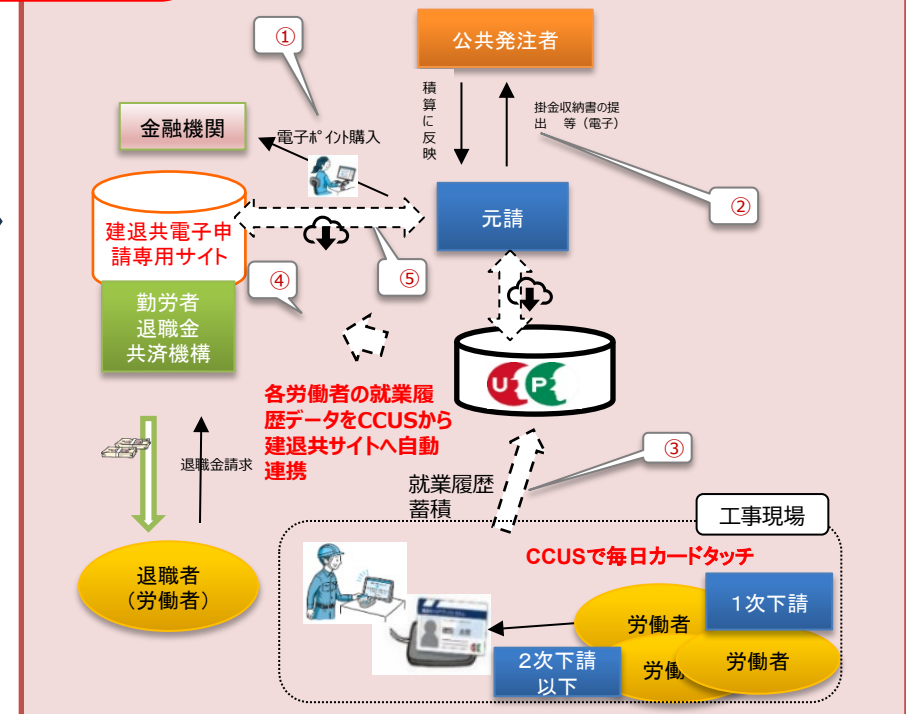
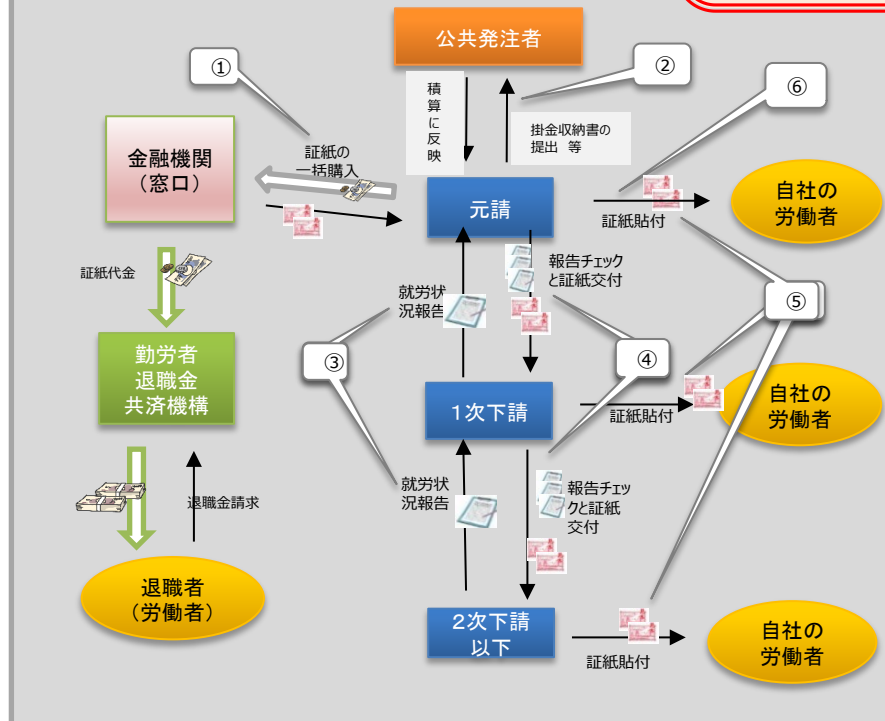
元下間の書類のやりとり、証紙の現物交付、貼付等なくなる

証紙管理不要、各種帳票の自動作成が可能になる

CCUS活用型電子ポイント方式(自動連携)

《主な事務》

- ① 事務所PCから電子ポイント購入(インターネットBK)
- ② 発注者へ掛金収納書の電子提出が可
- ③ CCUSで蓄積された就労履歴
- ④ CCUSから建退共サイトへ就労履歴が自動連携
- ⑤ 電子申請サイト上に各種帳票の自動作成、ダウンロード



注意

電子ポイント方式のみの活用も可能

○建設キャリアアップシステム（CCUS）では、民間の事業者の提供する入退場管理システム、安全衛生管理システム等とAPI連携※を進めているところ。⇒ 就業履歴データ登録標準API連携認定システム（CCUS認定システム）

※API：Application Programming Interfaceの略。API連携により異なるソフトウェア、サービス間で認証機能等を共有できる

○CCUS認定システムは、2026年6月現在、18社・19システムを認定
〈認定サービス〉

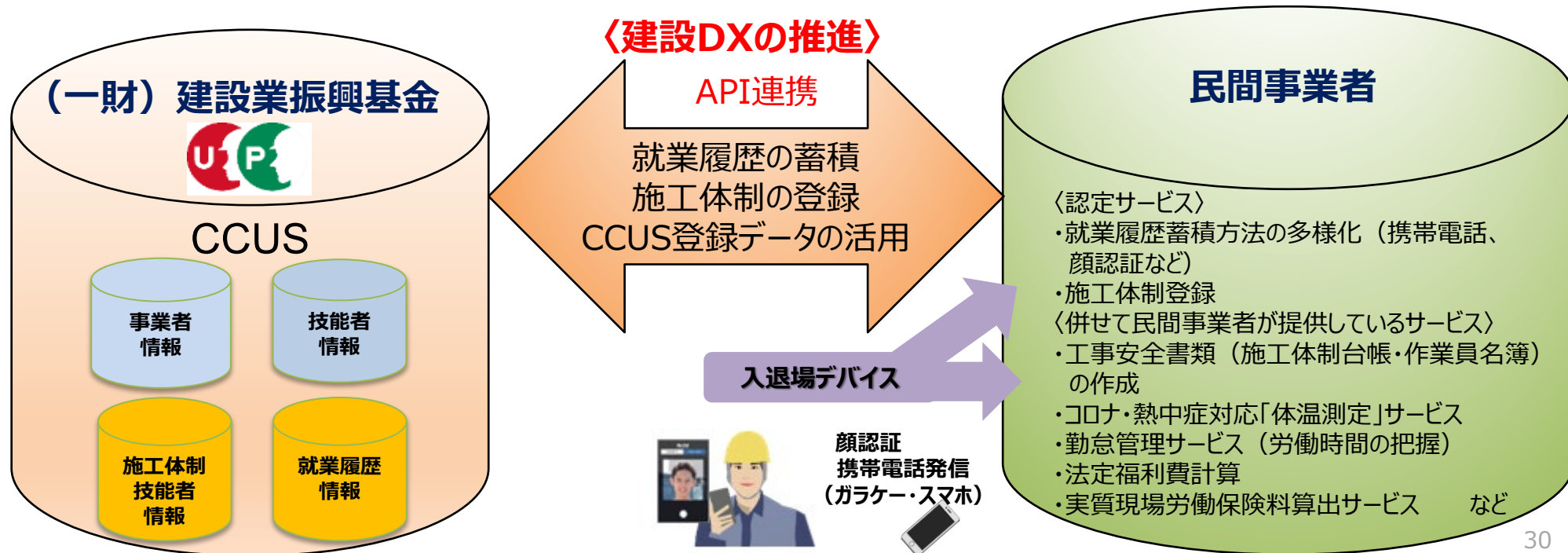
- ・ 就業履歴蓄積方法の多様化（携帯電話発信（ガラケー・スマホ）、QRコードリーダー、顔認証、静脈認証など）
- ・ 施工体制登録

〈上記サービスに併せて民間事業者が提供しているサービス〉

- ・ 工事安全書類の作成、コロナ対応や熱中症対策等の体温測定・健康把握サービス、入退場時間の管理による勤怠管理サービス、法定福利費計算サービス、実質現場労災保険料算出サービス など

○API認定システムに対するCCUSデータの共同利用

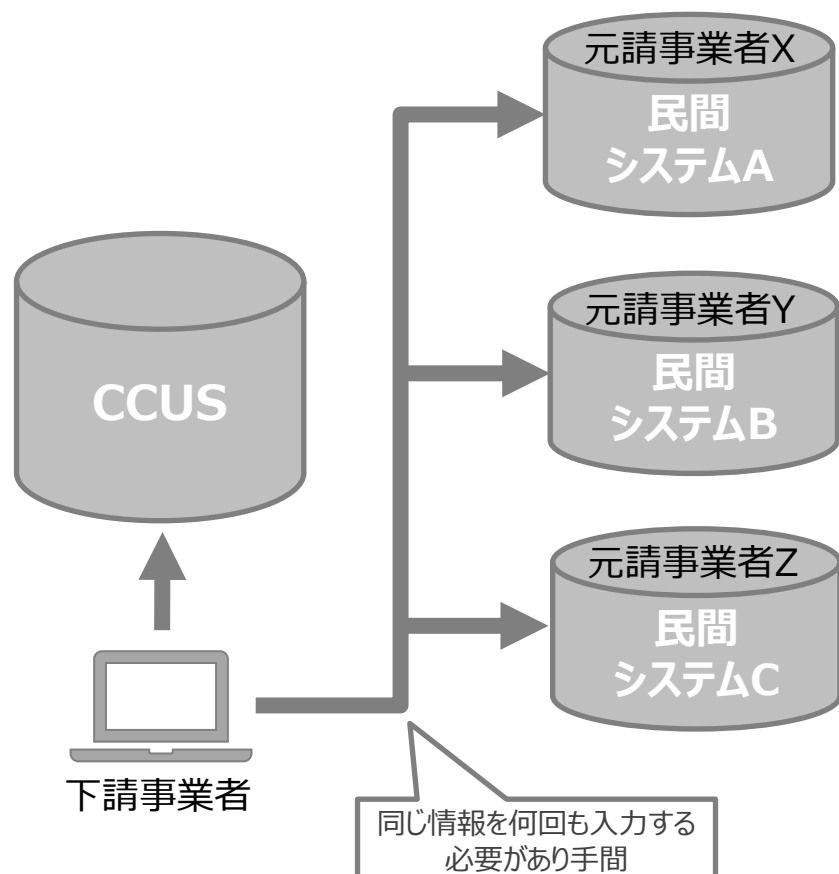
- ・ CCUSに登録された真正性の高い技能者情報等をAPI認定システムとの間で共同使用することにより、異なるAPI認定システムの利用に当たり必要な情報の再登録等の手間を軽減し、業務の効率化を図る。



- 建設企業の働き方改革のため、CCUSに登録されている情報を民間の労務安全システム等で利用することを可能とし、データ入力作業を効率化

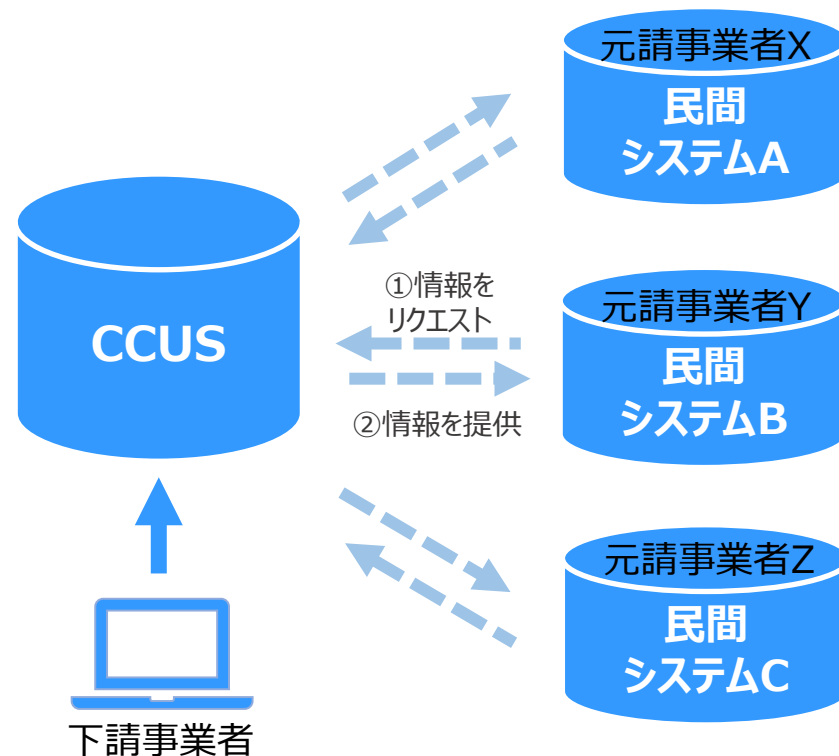
これまで

CCUSと民間の労務安全システム等に、それぞれ同じ情報を入力



これから

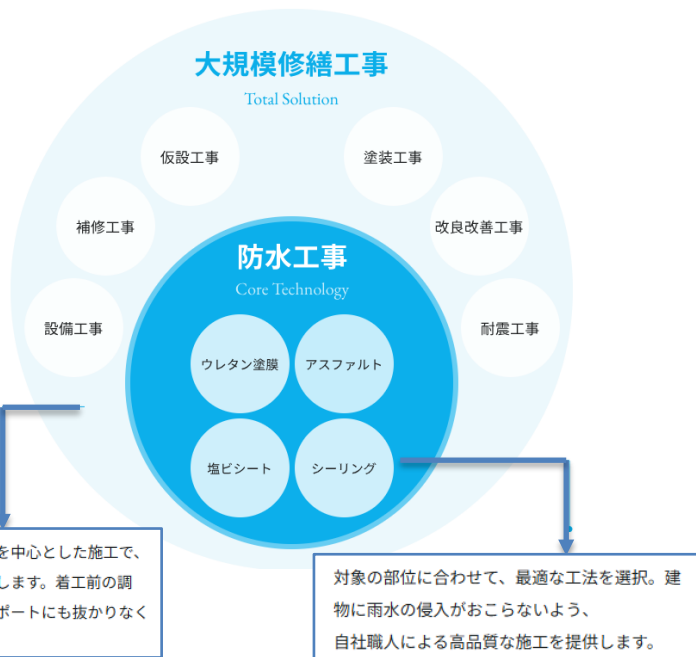
CCUSに登録されている情報（例：技能者の氏名、資格情報、社保加入状況）を民間システムへ共有し、各民間システムの入力項目を削減



＜株式会社 富士防＞

＜（株）富士防の概要＞

- 事業内容：マンションの大規模修繕工事・防水工事
- 資本金：1億円 2024年度の売上高：152億円(完成工事高111億円)
- 従業員数は176名で約3割が女性



大規模修繕工事 →

防水工事 →

（株）富士防HP引用

＜（株）富士防の基本理念＞

- 創業以来、自社職人を中心とした自社施工にこだわり、防水工事部門の内製化を進めてきた。その考えは大規模修繕工事会社となっても変わらず、技術部門の職人を社員雇用して組織化。技術・ノウハウ・経験を社内に蓄積。高レベルの施工をどの建物でも、どの担当でも実現できる体制を構築している。

＜人材育成への取組＞

- 「防水科」の職業訓練施設を開校。ベテラン社員が指導員となり、約5カ月間の学科と実技のカリキュラムで、防水施工技能士資格の取得を目指している。

＜CCUSに対する取組＞

- 2020年にCCUS事業者登録
- その後、全現場全入場者の就業履歴蓄積を目指し協力会社のサポートを開始。
- 2025年9月から現場入場者は原則100%登録者を始動。当初は“建レコ”で就業履歴をグリーンサイトで蓄積していたが、顔認証システムに切り替えるか検討中。

＜CCUS取組に対する効果と今後の施策への期待＞

- CCUSを通じ現場ごとに下請事業者・技能者の労務管理、就業履歴、安全管理を実施する。
- 大規模修繕工事はCCUSの認知度が低いため、**CCUS利用でトップランナーを目指し業界を引っ張っていく。**
- 大規模修繕工事の受注に向け、プレゼン内容で**CCUSの登録技能者数は大きなインセンティブになっている。**(他社との差別化)
- **CCUS取組事業者の良い技能者が集まり「仕事量の安定・工期の分散、単価の安定」に繋がりたい。**(他社との差別化)
- 修繕工事で個別に接するエンドユーザーに**CCUS登録事業者・技能者であることをアピールし信頼を受けるツール**に使用する。(他社との差別化)
- 人手不足が進行する中、**能力評価制度を活用し優秀な技能者を育成したり、手厚い賃金体制を構築することで労働力を確保しワンランク上の受注・仕事の質を提供する。**
- 今後タワーマンションの修繕工事需要が全国的に増加すると見込まれ、居住者の**CCUS導入などに対するリテラシーも高いことが予想されるため、社会全体へのCCUS推進とともに、当社の取り組みをより効果的に発信できると考え、タワーマンションの修繕工事にも積極的に取り組む。**

＜建設業振興基金のサポートについて＞

- 全現場、全技能者の就業履歴蓄積を目指すための運用打合せ
- API民間連携会社との合同打合せ
- (株)富士防 社員向け概要・運用セミナー(API民間連携会社と合同)
- 登録事業者・技能者向け登録・運用セミナー(建退共連携を含む)
- モデル現場5物件の運用サポート。技能実習生の在留期間の変更方法等

※様々な取組の結果、現場登録数：100件超、就業履歴数：20,000件弱(2026.7)に。

登録技能者が、スマホで自らの就業履歴、資格情報、レベル・レベルアップの目安などを確認できるアプリ。
 CCUSを身近に感じ、CCUSのメリットを実感いただくことを目的としています。 ※ダウンロード数: 48,753
 ダウンロードは無料。iPhoneでもAndroidスマホでもご利用いただけます。 (6月15日現在)



- 2022年8月から開始した「CCUS応援団」は、CCUS登録技能者・登録事業者へ、CCUSの取り組みに賛同した外部事業者からの特典を提供するもの。
- 種類やエリアに整理した特典を、スマホアプリ「**建キャリ**」及び2025年7月に開設した **CCUS応援団専用ホームページ**に掲載しており、そこから選択・確認、利用も可能。
- 2026年9月現在、「**技能者向け特典**」は**64件**、「**事業者向け特典**」は**56件**、利用料等の割引が主たるものであるが、**CCUS応援自販機**など、**技能者へのインセンティブとなる仕組み**の提供もあり、今後も、**多種多様な参加者・特典等を期待**。

【**技能者向け**】 ●カーリース契約キャッシュバック ●レンタカー利用料金割引 ●カーシェアサービス新規登録割引 ●資格取得講座受講料割引 ●クレジットカード加入キャッシュバック
●結婚相談所入会初期費用値引 ●中古工具買取・販売優遇 ●飲食店のドリンクサービス ●抽選による安全靴プレゼント など

【**事業者向け**】 ●マッチングサービスの無料提供 ●専門紙の新規購読料割引 ●企業間決済支援サービス利用手数料優遇 ●行政書士事務所・特許事務所利用料割引 など

「スキルアップ・資格」、「DX・業務支援」、「飲食」、「ファイナンス」、「ライフサポート」、「ショッピング」にカテゴリライズし、都道府県別に整理

CCUS応援団ホームページ

「建キャリ」

CCUS応援自販機

➤ 紹介動画等の再生

➤ カテゴリ・都道府県選択

➤ 新規の特典やお知らせ等を掲載



	設置数		設置数
北海道	10 +1	滋賀	4
青森	2	京都	12
岩手	1	大阪	51
宮城	10	兵庫	21
秋田	2	奈良	4
山形	5	和歌山	7
福島	5	鳥取	
茨城	11	島根	5
栃木	1	岡山	7
群馬	8	広島	15
埼玉	11	山口	2
千葉	18	徳島	2
東京	58	香川	8
神奈川	48	愛媛	1
新潟	9	高知	
富山	10	福岡	12
石川	5	佐賀	2
福井	3	長崎	1
山梨		熊本	7
長野	3	大分	5
岐阜	7	宮崎	2
静岡	8	鹿児島	1
愛知	49	沖縄	4
三重	4		

- CCUSカードを自販機にタッチすると、飲料が無料で提供される。
※飲料代は元請事業者が負担
- CCUS応援自販機の取り扱い飲料メーカーは現在2社。
- 2026年9月現在80社が導入、設置箇所は44都道府県、台数は累計462台。※予定を含む



➤ CCUS応援団ホームページは、応援団参加者単位で掲載し、「技能者特典」「事業者特典」双方確認可能。建キャリの特典メニューには「技能者特典」を掲載。

5.

CCUSの利用サポート

外部人材の活用、CCUS運用・実践セミナーの展開

- CCUSの登録・運用について相談可能な「**CCUS認定アドバイザー**」を育成・配置。電話やメールで一般からの問合せに対応するとともに、セミナー等の講師として派遣。**約370名**が活動。
※行政書士、社会保険労務士、建設業従事者、コンサルタント業従事者などから構成
- このうち、一般からの問合せに対し、より積極的に対応するCCUS認定アドバイザーを「**電話・メール対応可能なCCUS認定アドバイザー**」としてHPに掲載（**電話対応約50名・メール対応50名**）。
- 実際にシステムを操作してCCUSの運用を習得する「**CCUS運用実践セミナー**」（講師：CCUS認定アドバイザー 場所：日建学院各校）を、2025年4月から全国的に展開（**40都道府県で開催**）。
- 主に事業者および技能者のCCUSへの登録をサポートする「**CCUS登録行政書士**」（**約1,240名**）を育成し47都道府県に配置、HPで公表。

CCUSホームページより



CCUS認定アドバイザーが皆さんのご質問・ご相談に対応します 2025年6月1日現在

CCUS認定アドバイザーとは、CCUSの登録、現場運用等に係る専門的知識を修得し、利用者に対する適切な指導及び助言等を行うことができると基金により認定された者です。

以下に掲載するアドバイザーは、皆さんからのCCUSに関するご質問・ご相談に対応しています。

なお、アドバイザーによる対応は、ボランティアな活動（注）として行われておりますので、次の点をご承知いただきますようお願いいたします。

- ① 電話・メール対応は、本来業務の傍ら行っておりますので、業務の都合により対応できない場合があります。
- ② 電話対応は、1案件 **15分程度**を目安に対応させていただきます。
- ③ メール対応については、CCUSホームページの**FAQ（よくあるご質問）**をご紹介することもあります。

また、「何時までに回答してほしい」といったご要望には応じかねます。ご質問は簡潔にまとめていただくようお願いいたします。
（注）アドバイザーへのご質問・ご相談について 費用は生じませんが、申請等を依頼する場合は費用が生じることがありますのでご留意願います。



電話で対応しています

- ① 電話は、平日の午前10時～12時、午後1時～4時の間にお願いします。
- ② ご質問・ご相談が、「登録関係」か「運用関係」かご確認の上、連絡願います。

都道府県	登録関係	運用関係	事業者・団体名	認定アドバイザー名	属性	連絡先
北海道	○		株式会社小鍛冶組	大嶋 彩	建設業	011-791-3031

CCUS運用実践セミナー

CCUS認定アドバイザー及び全国展開事業者との連携によるネットワーク構築

パソコン付き教室（1人1台）で学べるから手ぶらでOK！

メイン講師と**サポート講師**がいるから、操作を間違えてもすぐ聞ける！

セミナー後、**質問コーナー**があるから、安心です！

CCUS未登録・初心者の方の参加をお待ちしています！

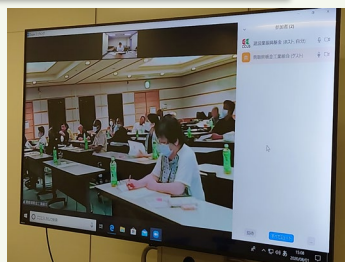


- 「**CCUSサテライト説明会**」(Web説明会)を定期的開催。登録・運用編を説明する回、運用入力操作編を説明する回など、参加者がニーズに応じて選択することができるよう**初級編と中級編**を用意。質疑応答の時間も設け、参加者からの**質問・相談等にも対応**。HPから誰でも申込みが可能(無料)。(参加者 計約13,975名)
- また、**ホームページ**等で募集して、**個社からの相談**に応じる「**CCUS現場運用リモート相談会**」を2026年2月から試行的に実施。
- 「**CCUSチャンネル**」(YouTube)では、CCUSの操作方法などを簡単に説明する「**CCUSかんたんガイド**」シリーズをはじめ、積極的にCCUSの利活用を図っている企業を紹介する「**CCUS Focus On**」、CCUS能力評価・レベルアップ申請をサポートする動画など様々なコンテンツを配信。

CCUSサテライト説明会(ZOOM)



CCUS事業本部



参加企業

CCUS現場運用リモート相談会

CCUS現場運用リモート相談会 3月度開催のご案内

(一財)建設業振興基金では、CCUSユーザーを対象に現場運用相談会を開催しております。ZOOMを利用したリモート形式で1時間程度です。月2回1日3組、先着順で受付させていただきます。
是非この機会に現場運用でのお困り事、システム操作でのお悩み事等、何なりとご質問ください。お申込みを心よりお待ちしております。

「CCUSかんたんガイド」シリーズ

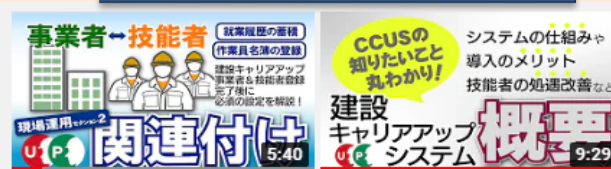


CCUSかんたんガイド 現場運用シリーズ 「自社技能...」
CCUSかんたんガイド 現場運用シリーズ 「作業員名簿パ...

CCUS Focus On



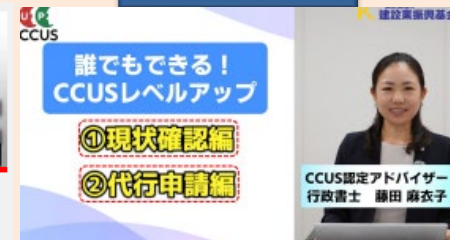
各種の「CCUS解説動画」



必見！事業者⇄技能者関連付け（変更申請の方法）

建設キャリアアップシステム（CCUS）概要

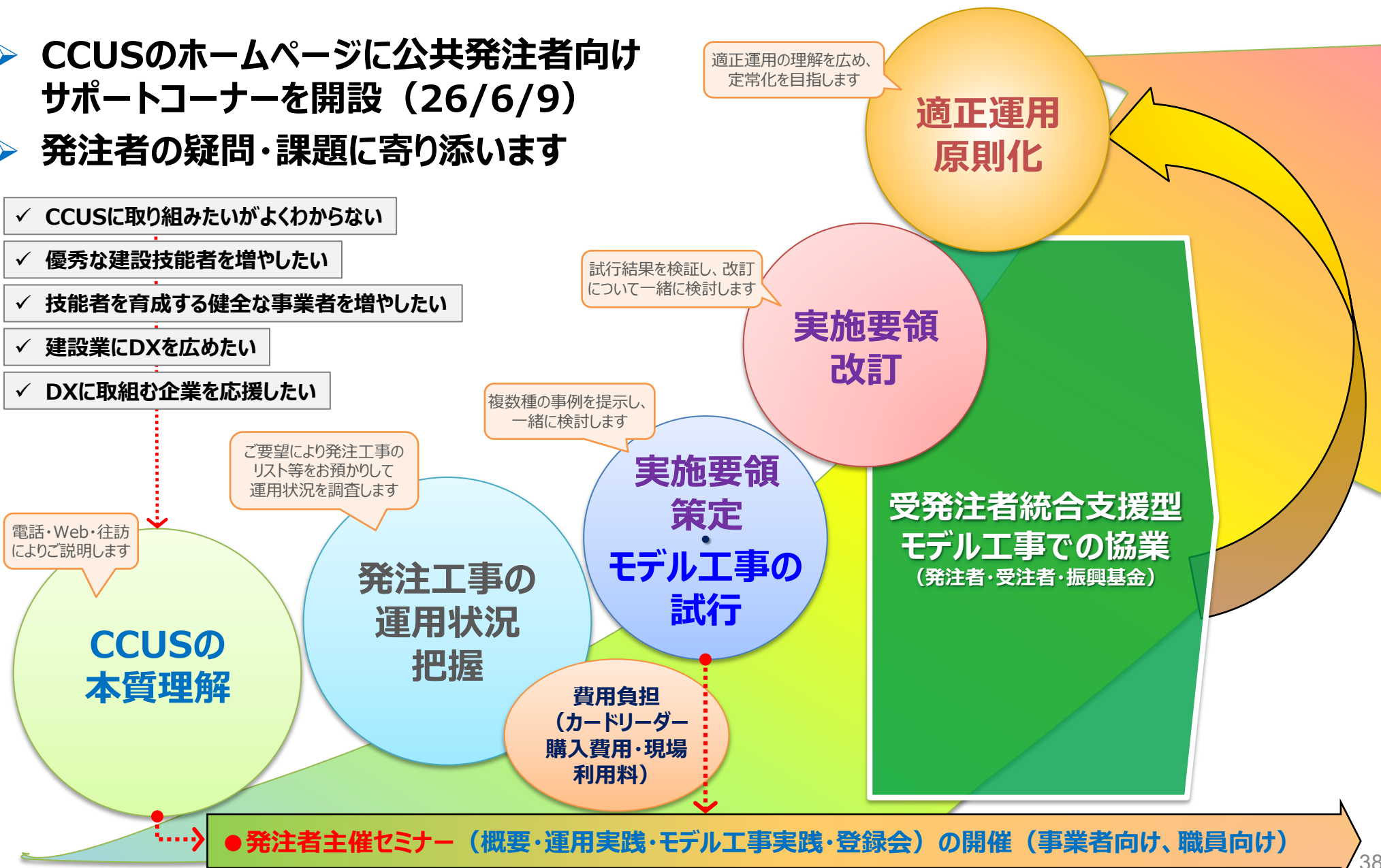
レベルアップ



CCUS認定アドバイザー
行政書士 藤田 麻衣子

- CCUSのホームページに公共発注者向けサポートコーナーを開設（26/6/9）
- 発注者の疑問・課題に寄り添います

- ✓ CCUSに取り組みたいがよくわからない
- ✓ 優秀な建設技能者を増やしたい
- ✓ 技能者を育成する健全な事業者を増やしたい
- ✓ 建設業にDXを広めたい
- ✓ DXに取り組む企業を応援したい

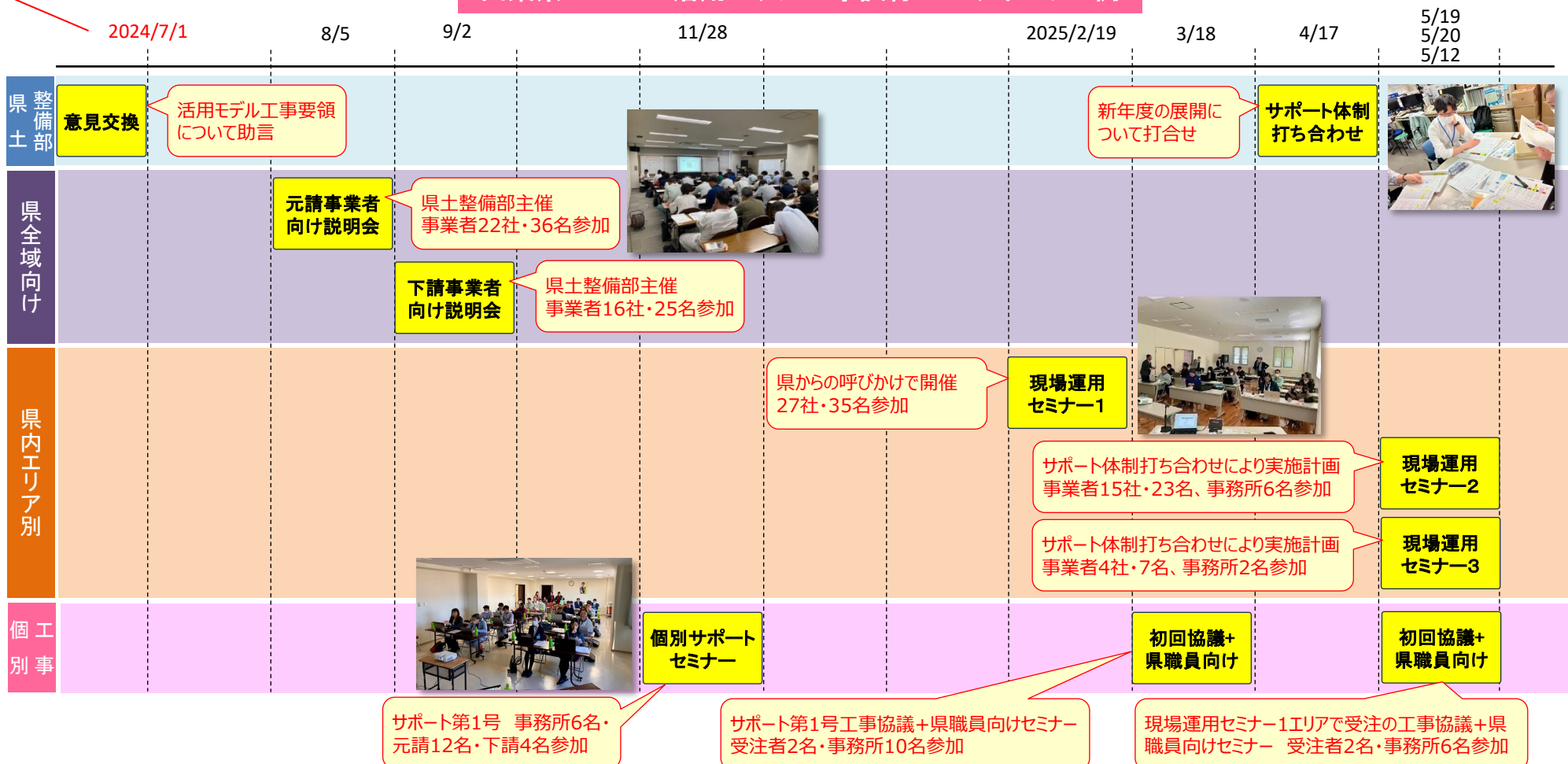


●発注者主催セミナー（概要・運用実践・モデル工事实践・登録会）の開催（事業者向け、職員向け）

- 「公共発注者の、趣旨・適正な運用の理解促進」、「受注者を、徹底的なサポートでCCUS活用企業化」、「他の発注者・同業他社への、見学会等を通じた水平展開」のため、CCUS活用モデル工事単体ではなく、より深化して地方公共団体全体を幅広くサポート。
- 山梨県発注工事では、発注者との意見交換も踏まえてサポートを展開・実施中。

「CCUS活用モデル工事要領」(試行)施行

山梨県のCCUS活用モデル工事試行へのサポートの例



認定登録機関・登録支援機関・受付窓口の設置状況

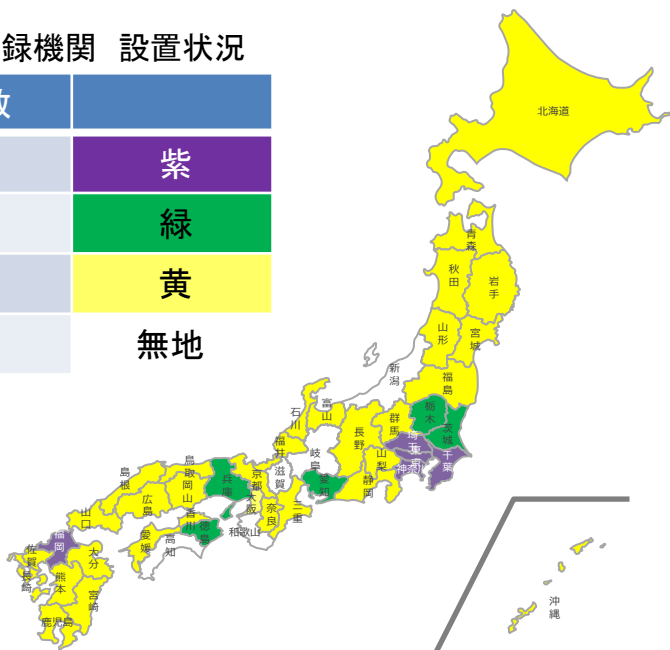
- 「認定登録機関」235箇所、「登録支援機関」26箇所を設置(2026年8月現在)
 - 10府県建設業協会に「受付窓口」を設置
 - 引き続き、**認定登録機関の未設置県の解消を目指す**とともに、各機関が適正に機能するよう図っていく
- ※ 認定登録機関未設置は、新潟、岐阜、滋賀、和歌山、高知の5県

	箇所数(2026.5)	申請内容	対象者	
認定登録機関	235(42都道府県)	事業者登録、 技能者登録(詳細型)	一般	
登録支援機関	26(15府県+10+臨1)	同上	設置者の会員、取引先等	事業者のみ機関も有(下図)
受付窓口	10(10府県)	同上	建設業協会会員等	

※ 「認定登録機関」「登録支援機関」は、インターネット申請が困難な利用者の利便性を確保するため、書面申請による受付・審査・システム登録まで一連の事務を行う窓口
 ※ 「受付窓口」は、書面申請の受付と本人確認を行うが、審査・システム登録は運営主体が行う新たな窓口の形態
 ※ 登録支援機関の「+10」は、大手建設会社9社が関係企業等の申請に対応するため設置したもの。「+臨1」は全建総連が災害時仮設住宅工事で臨時に設置したもの

認定登録機関 設置状況

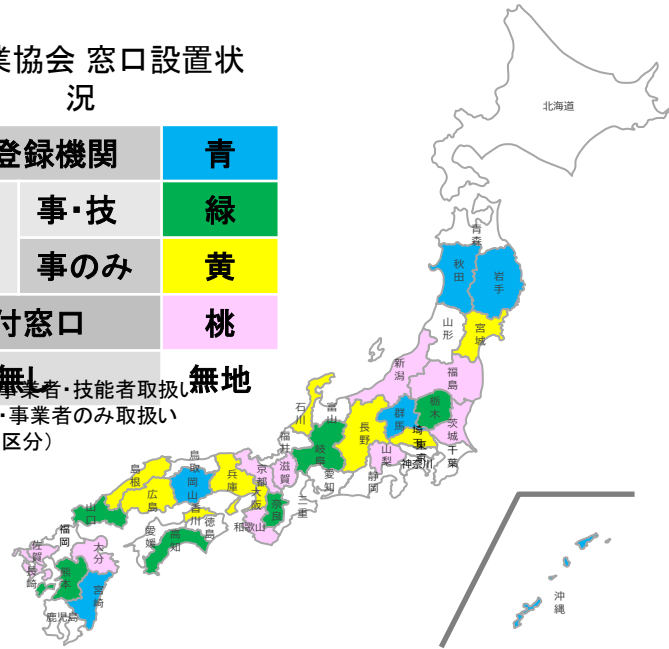
箇所数	
10～	紫
3～9	緑
～2	黄
0	無地



建設業協会 窓口設置状況

認定登録機関	青
登録支援機関	事・技 緑
	事のみ 黄
受付窓口	桃
	無地

「事・技」…事業者・技能者取扱い
 「事のみ」…事業者のみ取扱い
 (全建による区分)



CCUS認定アドバイザーとは、CCUSの登録、現場運用等に係る専門的知識を修得し、利用者に対する適切な指導及び助言等を行うことができ得ると基金により認定された者です。

以下に掲載するアドバイザーは、皆さんからのCCUSに関するご質問・ご相談に対応しています。

なお、アドバイザーによる対応は、ボランティアな活動(注)として行われておりますので、次の点をご承知いただきますようお願いいたします。

① 電話・メール対応は、本来業務の傍ら行っておりますので、業務の都合により対応できない場合があります。

② 電話対応は、1案件 **15分程度**を目安に対応させていただきます。

③ メール対応については、CCUSホームページの[FAQ\(よくあるご質問\)](#)をご紹介しますこともあります。

また、「何時までに回答してほしい」といったご要望には応じかねます。ご質問は簡潔にまとめていただくようお願いします。

(注)アドバイザーへのご質問・ご相談について 費用は生じませんが、申請等を依頼する場合は費用が生じることがありますのでご留意願います。



電話で対応しています

① 電話は、平日の午前10時～12時、午後1時～4時の間にお願いします。

② ご質問・ご相談が、「登録関係」か「運用関係」かご確認の上、連絡願います。

都道府県	登録関係	運用関係	事業者・団体名	認定アドバイザー名	属性	連絡先
北海道	○		株式会社小鍛冶組	大嶋 彩	建設業	011-791-3031
宮城県	○	○	あなご建設	齋藤 隆行	建設業	090-7074-2377
	○		行政書士法人杜人	宿利 龍徳	行政書士	022-341-5410
	○	○	With.行政書士法人	伊藤 佳恵	行政書士	022-702-1285
	○	○	中本奈美行政書士事務所	中本 奈美	行政書士	0229-36-2550
	○	○	株式会社NIPPO 東北支店	根岸 静子	建設業	080-5973-8125
	○		グラント行政書士事務所	米光 有美	行政書士	090-7520-8908
	○		行政書士うらやま事務所	浦山 紀子	行政書士	090-2849-5539
福島県	○		行政書士うらやま事務所	浦山 紀子	行政書士	090-2849-5539
群馬県	○	○	ハル行政書士・FP事務所	坂本尚生	行政書士	027-384-3996



電話で対応しています

- ① 電話は、平日の午前10時～12時、午後1時～4時の間にお願いします。
② ご質問・ご相談が、「登録関係」か「運用関係」かご確認の上、連絡願います。

都道府県	登録関係	運用関係	事業者・団体名	認定アドバイザー名	属性	連絡先
埼玉県	○	○	行政書士法人CLA	川崎 雅彦	行政書士	048-662-9083
	○	○	株式会社FIRST	豊田 一晴	導入・運用サポート業	048-731-8881
	○	○	行政書士深澤英雄事務所	深澤 英雄	行政書士	048-644-1813
	○	○	行政書士事務所WALKWITH	江花 隆一	行政書士	090-6037-2018
	○	○	サイン行政書士事務所	吉野 豪	行政書士	050-1162-7058
都道府県	登録関係	運用関係	事業者・団体名	認定アドバイザー名	属性	連絡先
千葉県	○	○	きむら行政書士事務所	木村 亮一	行政書士	070-2639-5988
	○		村上工業株式会社	八木橋 津弥子	建設業	043-304-7221
東京都	○	○	新日本空調株式会社	藤田 奈美	建設業	03-3639-2296
	○	○	株式会社ウイル	加藤 泰	建設業	090-1541-0526
	○		大崎建設株式会社	三浦 裕紀	建設業	03-5805-5014
	○	○	行政書士 中西豊 事務所	中西 豊	行政書士	03-3320-4671
	○		行政書士法人建設ブレイン	田中 秀人	行政書士	0422-76-7000
	○	○	行政書士法人建設ブレイン	平井 千尋	行政書士事務所 職員	0422-76-7000
	○		東京土建一般労働組合江戸川支部		業界団体	03-3655-6448
	○	○	一般社団法人 トキワ会	山田 静也	業界団体	03-6665-0010
神奈川県	○	○	行政書士黒河明広事務所	黒河 明広	行政書士	0466-77-8106
	○	○	行政書士小出事務所	小出 秀人	行政書士	045-664-5835
	○		行政書士法人望月事務所	望月 亮秀	行政書士	090-9103-4049



電話で対応しています

- ① 電話は、平日の午前10時～12時、午後1時～4時の間にお願いします。
 ② ご質問・ご相談が、「登録関係」か「運用関係」かご確認の上、連絡願います。

都道府県	登録関係	運用関係	事業者・団体名	認定アドバイザー名	属性	連絡先
静岡県	○	○	行政書士福田美奈子事務所	福田 美奈子	行政書士	090-2614-4053
岐阜県	○		岡本真仁社会保険労務士・ 行政書士事務所	岡本 真仁	行政書士	058-227-0086
富山県	○		社会保険労務士事務遺書オフィスmasa恵	鷺塚 雅恵	社会保険労務士	090-2032-6833
福井県	○		合同経営行政書士法人	木村 英治	行政書士	0776-57-2379
三重県	○	○	水谷建設株式会社	水谷 則哉	建設業	0594-21-8111
大阪府	○		株式会社三光電気	森井 康子	建設業	070-9161-5875
	○		井畑行政書士事務所	井畑 幸子	行政書士	06-6719-7897
兵庫県	○		行政書士ふくい事務所	福井 律雄	行政書士	090-7344-4139
	○		行政書士栗山事務所	栗山 由布子	行政書士	0798-78-3451
愛媛県	○		行政書士リニシス法務事務所	藤井 幸代	行政書士	0898-35-1881
鳥取県	○		前田浩行政書士事務所	前田 浩	行政書士	090-4805-9231
島根県	○	○	土江行政書士事務所	土江 一水	行政書士	090-4650-2495



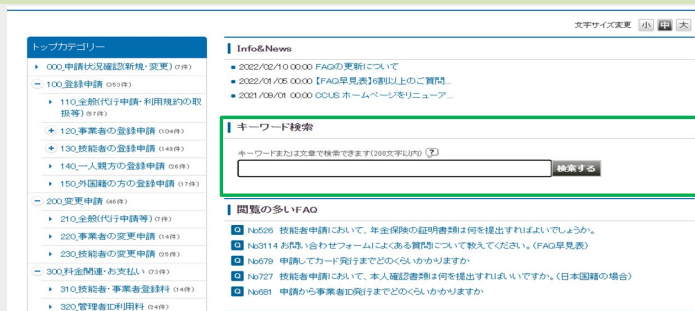
電話で対応しています

- ① 電話は、平日の午前10時～12時、午後1時～4時の間にお願いします。
② ご質問・ご相談が、「登録関係」か「運用関係」かご確認の上、連絡願います。

都道府県	登録関係	運用関係	事業者・団体名	認定アドバイザー名	属性	連絡先
広島県	○	○	ハカセ行政書士事務所	石丸 博士	行政書士	090-3179-7457
	○	○	たすく行政書士事務所	重竹 美佐子	行政書士	082-836-7816
	○		きだに行政書士事務所	木谷 幸英	行政書士	080-6458-8141
	○	○	行政書士原田集事務所	原田 集	行政書士	082-961-4137
山口県	○	○	山根良夫行政書士事務所	山根 良夫	行政書士	080-5231-7662
	○	○	吉田行政書士事務所	吉田 宏史	行政書士	090-8360-7519
福岡県	○	○	かわうち行政書士事務所	河内 賢治郎	行政書士	093-616-2626
	○	○	田代行政書士・社会保険労務士事務所	田代 祥太	行政書士	092-260-9200
	○	○	カルディア行政書士事務所	神谷 正人	建設業	092-231-8449
	○	○	行政書士法人アドバンス	山田 章裕	行政書士	092-713-8488
熊本県	○		行政書士高見洋一法務事務所	高見 洋一	行政書士	090-8405-9869
宮崎県	○	○	株式会社岡崎組	甲斐 徹	建設業	080-8592-6366



★ 不明点は、「FAQ(よくあるご質問)」の画面を開き、「キーワード検索」に知りたいことを入力して検索することができます。



★ それでも解決できないときは、トップ画面の一番下にある「お問い合わせフォーム」をクリックして、メールでお問い合わせいただくこともできます。

1 CCUSに関する無料説明会をサテライトで開催しています。

ホーム>説明会・サポート

CCUSサテライト説明会

Zoomを使用して、CCUSに関する説明会をサテライトで開催しています。
説明会への参加をご希望の建設関係団体、事業者等の皆様は、開催スケジュールを確認いただき、
申込みフォームにも事業所を登録の上、メールでお申し込みください。

▼CCUSサテライト説明会 開催スケジュール(PDF)
▼CCUSサテライト説明会 申込みフォーム(Excel)

ホームページトップヘッドラインの

「説明会・サポート」▶「CCUSサテライト説明会」から、

▼CCUSサテライト説明会 開催スケジュール(PDF)

▼CCUSサテライト説明会 申込みフォーム(Excel)

をダウンロードしてお申し込みください。

2 YouTube でCCUSに関する説明動画を公開しています。



3 地元業者の登録状況を検索できます。



事業者一覧

番号又は名称	番号又は名称
(株) 小関田中	コセキタナカエン
(株) 三井田中	サンキヨウタナカ
(株) タナカ	タナカ
(株) 田中ガラス	タナカガラス
(株) 田中協業	タナカキョウギョウ
田中金尾 (株)	タナカキンソウ
(株) 田中組	タナカグミ
田中建設 (株)	タナカケンキ
(有) 田中建設	タナカケンギョウ
田中建工 (株)	タナカケンコウカブ
(有) 田中建設	タナカケンセツ
(株) 田中建設	タナカケンセツ
(株) 田中建設工業	タナカケンセツコウギョウ
田中建設工業 (株)	タナカケンセツコウギョウ
田中鋼業 (株)	タナカコウギョウ